

---

# 新型コロナウイルス 感染症への取組の記録

(令和2年(2020年)1月～令和5年(2023年)6月)



令和6年(2024年)3月  
鎌倉市

## 緊急事態宣言中の鎌倉駅周辺の様子（令和2年4月）

---



上:若宮大路二の鳥居付近／左下:小町通り／右下:JR  
鎌倉駅東口バスロータリー(すべて令和2年4月9日撮影)

# 目次

---

はじめに	1
<b>I 新型コロナウイルス感染症について</b>	2
1 新型コロナウイルス感染症とは	2
2 全国の月別感染者数の推移(令和2年1月～令和5年5月)	9
3 県の月別感染者数の推移(令和2年1月～令和5年5月)	9
4 市の月別感染者数の推移(令和2年4月～令和4年9月)	12
<b>II 国・県等の対応について</b>	14
1 新型コロナウイルス感染症に関する主要経過	14
2 国の対応	16
3 県の対応	18
<b>III 市の対応策(3つの柱)について</b>	20
<b>IV 市の体制等について</b>	21
1 市の体制	21
2 市の対応	30
<b>V 支援・対応策について</b>	48
1 国・県の支援	48
2 市の対応策	57
<b>VI ワクチン接種について</b>	77
1 ワクチン接種の目的等	77
2 基本方針	77
3 ワクチン接種	77
4 来場手段の確保	90
5 副反応等への対応	91
<b>VII 救急対応について</b>	92
1 救急業務における感染防止対策	92
2 救急搬送	94
3 クラスタ防止	95
<b>VIII 県への協力及び要望について</b>	96
1 県への協力	96
2 県への要望	97
<b>IX みなさまからのご寄付について</b>	99



# はじめに

全世界で約5億人が感染したとされるスペイン風邪の大流行から約100年が経過し、この間、一部の国・地域で重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、新型インフルエンザ(A/H1N1)等の感染症の流行はあったものの、スペイン風邪を超える世界的規模での感染症の大流行はなく、感染症への危機感は必ずしも高いとは言えない状況が続いてきた。

このような中、中国武漢で発生した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が瞬く間に世界中に拡大し、令和2年1月末には、世界保健機関(WHO)が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言した。

令和2年1月15日(水)、神奈川県において国内初の新型コロナウイルス感染症感染者が確認され、感染経路や感染後の症状、治療法が明らかになっていなかったことや、その後、横浜港に寄港したクルーズ船内での感染爆発から、新型コロナウイルス感染症への国内の危機感は一気に高まり、本市には「熱があるが新型コロナウイルス感染症ではないか」、「マスクや消毒用アルコールが買えない」などの問い合わせや相談が数多く寄せられた。

このような状況の下、本市は、1月30日(木)に新型コロナウイルス対策会議を設置し、新型コロナウイルス感染症への取組みに着手するとともに、2月28日(金)には新型コロナウイルス対策本部を設置し、同時に新型コロナウイルス対策本部会議を開催して全庁体制での対策を開始した。

その後も、適宜対策本部会議を開催し、新型コロナウイルス感染症拡大防止をはじめ、地域経済活動及び市民生活への影響を最小限にするよう、多様な対策を打ち出してきた。

新型コロナウイルス感染症との闘いにおいて、本市は、「市民の皆さんのいのち、暮らしをまもる」、「市内事業者を全力支援し、経済をまもる」、「鎌倉のみらい、子どもたちをまもる」を対応策として掲げ、市民・事業者はもとより、鎌倉市医師会・薬剤師会等関係機関の支援・協力を受けながら、様々な取組みを行ってきた。

この度、令和5年5月8日(月)に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類感染症へ移行したことを機に、本市が約3年半にわたる新型コロナウイルス感染症との闘いの中で行った様々な取組みを風化させることなく次世代に引き継ぎ、将来同様の災禍に襲われた際の参考とするため、本記録を取りまとめた。

なお、本記録は、令和5年6月時点までの取組みをまとめたものである。

## 1 新型コロナウイルス感染症とは

新型コロナウイルス感染症は、コロナウイルス(SARS-CoV-2)による感染症であり、令和元年12月に中国湖北省武漢市で原因不明の肺炎の集団発生から始まり、その後全世界にまん延した感染症である。

新型コロナウイルスは変異を繰り返し、令和2年5月南アフリカでベータ株が、9月には英国でアルファ株が出現した。10月にはインドでデルタ株が、1か月後の11月にブラジルでガンマ株が出現、その後、令和3年11月にはオミクロン株が南アフリカで確認された。

我が国には、初めに中国の武漢で発見されたウイルスが広がり、海外から感染力の強いアルファ株が入り武漢株に置き換わった。その後、感染力の強いデルタ株が第5波を引き起こし、さらに今までにない感染力を持つオミクロン株が急速に広がり、感染者が爆発的に増加した。

オミクロン株は高い感染力を持つものの重症例の発生は多くないことなどから、国は令和5年5月8日(月)、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを、従来の2類相当(新型インフルエンザ等感染症)から5類感染症に見直した。

これにより、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく従来の仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みをベースとした対応に変わり、約3年半にわたる「ウィズコロナ」の時代から「アフターコロナ」の時代への転換を迎えることになった。

### (1) 感染経路

感染者から咳、くしゃみ、会話などの際に排出されるウイルスを含んだ飛沫・エアロゾルの吸入が主要感染経路と考えられる。

#### ア 飛沫感染

飛沫感染は、感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、近くにいる者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染する。

閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされており、世界保健機関(WHO)は、一般に5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛沫(約3,000個)が飛ぶと報告している。

#### イ エアロゾル感染

エアロゾルと呼ばれる飛沫よりさらに小さな水分を含んだ状態の粒子を吸い込むことで感染する。

エアロゾルが長時間滞在しがちな、換気が不十分又は混雑した室内で感染が拡大するリスクがある。

#### ウ 接触感染

接触感染は、感染者が咳やくしゃみの際に口や鼻を手で押さえた後に、その手でドアノブなど周りの物を触ると、そこにウイルスが付着する。他の人が付着した場所を触ったあと、自分の口や鼻を触ることで感染する。

物の表面についたウイルスは時間がたてば感染力を失うとされ、世界保健機関(WHO)の見解では、プラスチックの表面では最大72時間、ボール紙の表面では最大24時間生存するなどとしている。

### (2) 感染リスク

密閉空間(換気の悪い密閉空間)、密集場所(多くの人々が密集している)、密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という条件が重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いとされている。

### (3) 潜伏期間

1日から14日間とされ、感染機会のあった日から5日程度で発症することが多い。

オミクロン株は潜伏期間が2日～3日、感染機会のあった日から7日以内に発症する者が大部分であるとの報告がある。

発症前から感染性があり、発症から間もない時期の感染性が高いことが市中感染の原因となっており、重症急性呼吸器症候群(SARS)や中東呼吸器症候群(MERS)と異なる特徴である。

### (4) 代表的な症状

熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさや味覚・嗅覚障害を訴えることが多い。

新型コロナウイルス感染症の代表的な症状は、次のとおり。

<input type="checkbox"/> 疲労感・倦怠感	<input type="checkbox"/> 関節痛	<input type="checkbox"/> 筋肉痛	<input type="checkbox"/> 咳	<input type="checkbox"/> 喀痰
<input type="checkbox"/> 息切れ	<input type="checkbox"/> 胸痛	<input type="checkbox"/> 脱毛	<input type="checkbox"/> 記憶障害	<input type="checkbox"/> 集中力低下
<input type="checkbox"/> 頭痛	<input type="checkbox"/> 抑うつ	<input type="checkbox"/> 嗅覚障害	<input type="checkbox"/> 味覚障害	<input type="checkbox"/> 動悸
<input type="checkbox"/> 下痢	<input type="checkbox"/> 腹痛	<input type="checkbox"/> 睡眠障害	<input type="checkbox"/> 筋力低下	

#### (5) 感染可能期間

新型コロナウイルスは、上気道と下気道で増殖できると考えられ、重症例ではウイルス量が多く、排泄期間も長い傾向にある。

感染可能期間は発症2日前から発症後7～10日間程度と考えられている。

#### (6) 発症からの一般的な経過

感染が確認された症状のある者の約8割は軽症のまま治癒していると言われている。

一方、妊婦や高齢者、基礎疾患(高血圧、心不全、呼吸器疾患等)のある者、人工透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者等は重症化リスクが高い。

重症化する者は、普通の風邪症状が出てから約5日～7日程度で、症状が急速に悪化し肺炎に至る。

主な重症化リスク因子は、次のとおり。

<input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者	<input type="checkbox"/> 高血圧	<input type="checkbox"/> 固形臓器移植後の免疫不全
<input type="checkbox"/> 悪性腫瘍	<input type="checkbox"/> 脂質異常症	<input type="checkbox"/> 妊娠後半期
<input type="checkbox"/> 慢性呼吸器疾患(COPDなど)	<input type="checkbox"/> 心血管疾患	<input type="checkbox"/> 免疫抑制・調節薬の使用
<input type="checkbox"/> 脳血管疾患	<input type="checkbox"/> 糖尿病	<input type="checkbox"/> HIV感染症
<input type="checkbox"/> 喫煙	<input type="checkbox"/> 肥満(BMI30以上)	<input type="checkbox"/> 慢性腎臓病

## (7) 一般的治療法

重症度	治療法
軽 症	<ul style="list-style-type: none"><li>・特別な医療によらなくても経過観察のみで自然に軽快することが多い。</li><li>・解熱鎮痛薬や鎮咳薬などの対症療法を必要に応じて行う。</li><li>・発症から5日以内、かつ重症化リスクが高く病状の進行が予期される場合には抗ウイルス薬(レムデシビル、モルヌピラビル、ニルマトレルビル／リトナビル)の投与が考慮される。</li></ul>
中等症Ⅰ (呼吸不全なし)	<ul style="list-style-type: none"><li>・入院の上で安静にし、十分な栄養摂取が重要である。また、脱水に注意し水分を過不足なく摂取する。</li><li>・レムデシビル以外に、発症から5日以内、かつ重症化リスク因子のある感染者には経口抗ウイルス薬(モルヌピラビル、ニルマトレルビル／リトナビル)の投与も考慮される。</li><li>・中和抗体薬はオミクロンに対して効果が減弱しているため、抗ウイルス薬が使用できない場合に検討する。</li></ul>
中等症Ⅱ (呼吸不全あり)	<ul style="list-style-type: none"><li>・酸素投与が必要となる。</li><li>・呼吸不全がウイルス性肺炎による場合、ステロイド薬の投与が推奨される。その際、レムデシビルとの併用が望ましい。</li><li>・バリシチニブやトシリズマブが用いられることもある。</li></ul>
重 症	<ul style="list-style-type: none"><li>・自力での呼吸が困難になり集中治療室にて人工呼吸管理や体外式膜型人工肺(ECMO)を用いて肺を休ませ、ウイルスの排出を待つ必要がある。</li></ul>

## (8) 感染防止対策等

### ア 一人ひとりの基本的感染防止対策



#### 感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保
- ②マスクの着用
- ③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との距離が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)。

#### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

## イ 日常生活を営む上での基本的な生活様式



- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を 28℃以下に)  身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

## ウ 日常生活の各場面別の生活様式

### 買い物

- 通販も利用
- 1人又は少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画を立てて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えるために
- レジに並ぶときは、前後にスペース

### 娯楽スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を  
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

### イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

## エ 働き方の新しいスタイル

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> テレワークやローテーション勤務  | <input type="checkbox"/> 時差通勤でゆったりと |
| <input type="checkbox"/> オフィスはひろびろと       | <input type="checkbox"/> 会議はオンライン   |
| <input type="checkbox"/> 対面での打ち合わせは換気とマスク |                                     |

### (9) 2類から5類への移行

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけは、感染拡大当初から2類相当とされていたが、令和5年5月8日(月)から5類感染症に移行した。

これにより、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組みをベースとした対応に変わるなど、仕組みや措置が大きく変わった。

感染症法上の分類と主な措置は、次のとおり。

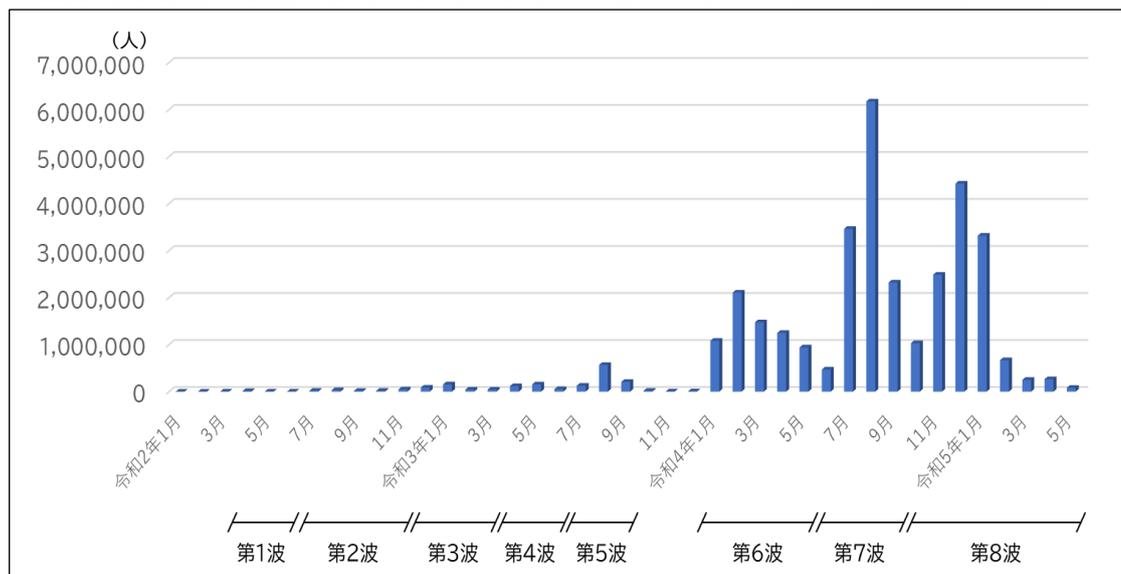
#### 感染症法上の分類と主な措置

2類感染症	分類	5類感染症
新型コロナ 新型インフルエンザ	主な感染症	季節性インフルエンザ 風疹
できる	外出自粛の要請	できない
できる	入院勧告	できない
できる	就業制限	できない
全額公費負担	医療費	一部公費負担
発熱外来や指定の 医療機関	診療・入院先	一般医療機関で 広く対応
新型コロナ感染者は 7日間自宅療養	待機期間	特になし
全数把握	感染者の把握	定点把握

## 2 全国の月別感染者数の推移(令和2年1月～令和5年5月)

(感染者数の単位:人)

令和2年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数	12	193	1,930	12,089	2,511	1,747	17,373	31,981	15,045	17,529	47,158	86,541
令和3年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数	154,700	41,838	42,300	117,482	153,674	52,977	126,687	567,572	208,068	17,385	4,375	5,816
令和4年・月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数	1,082,695	2,106,113	1,475,036	1,249,639	940,734	469,555	3,463,299	6,173,065	2,322,548	1,031,436	2,487,609	4,425,244
令和5年・月	1	2	3	4	5							
感染者数	3,317,270	668,882	249,850	265,404	81,761							



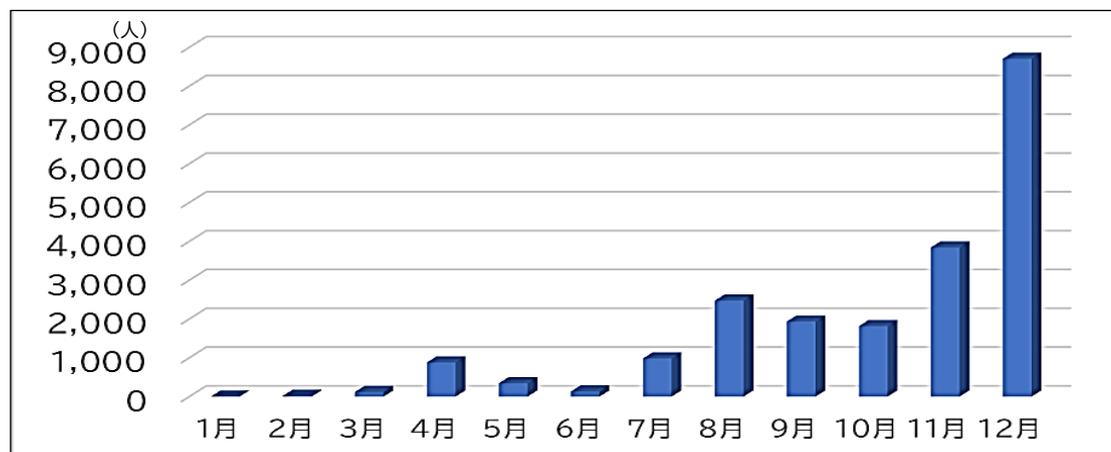
厚生労働省発表資料に基づき作成

## 3 県の月別感染者数の推移(令和2年1月～令和5年5月)

### (1) 令和2年

(感染者数の単位:人)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数	1	21	120	881	344	133	983	2,475	1,936	1,815	3,844	8,707
累計	1	22	142	1,023	1,367	1,500	2,483	4,958	6,894	8,709	12,553	21,260

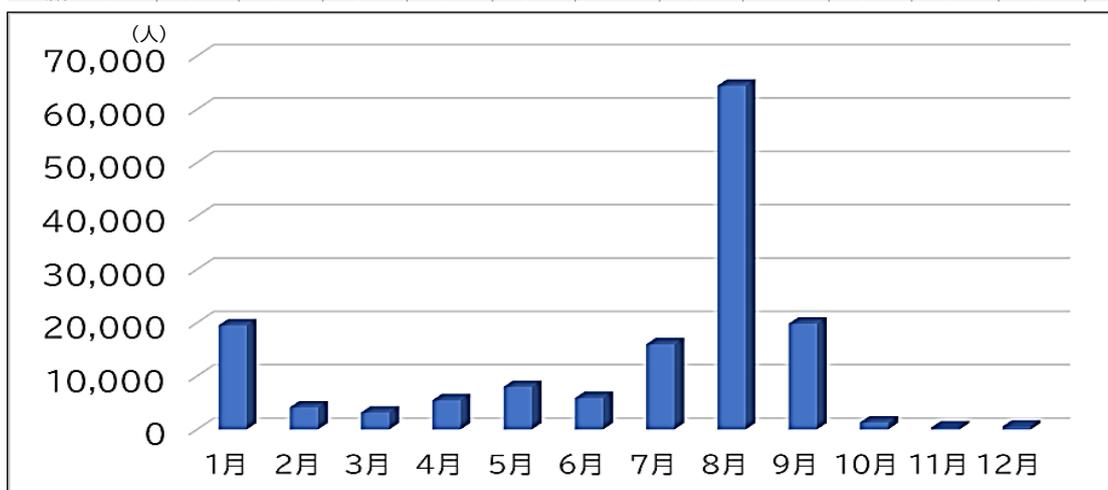


神奈川県発表資料に基づき作成

## (2) 令和3年

(感染者数の単位:人)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数	19,501	4,137	3,171	5,465	7,985	5,877	15,963	64,425	19,830	1,313	379	560
累計	40,761	44,898	48,069	53,534	61,519	67,396	83,359	147,784	167,614	168,927	169,306	169,866

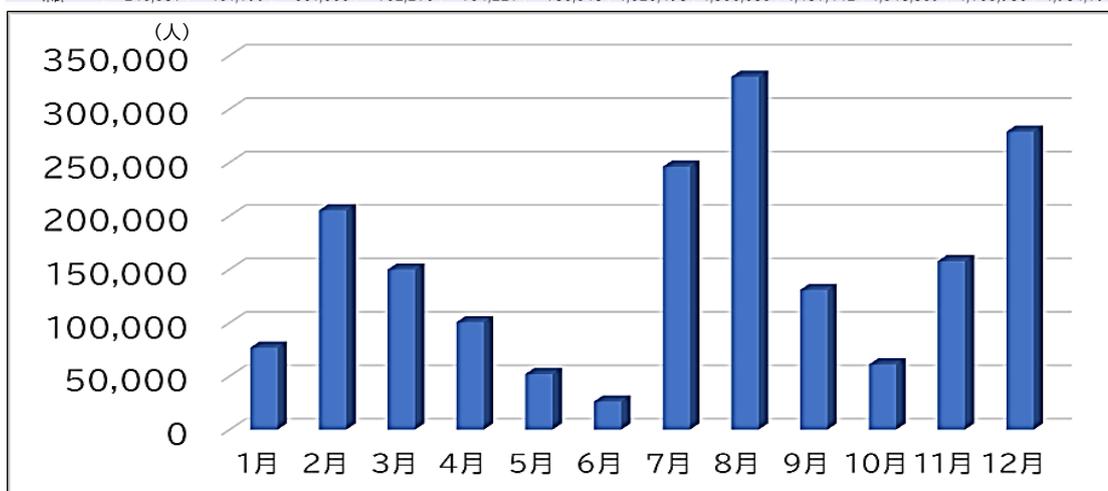


神奈川県発表資料に基づき作成

## (3) 令和4年

(感染者数の単位:人)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数	76,721	205,212	149,867	100,604	51,957	26,321	245,950	330,187	130,757	60,917	157,627	278,804
累計	246,587	451,799	601,666	702,270	754,227	780,548	1,026,498	1,356,685	1,487,442	1,548,359	1,705,986	1,984,790

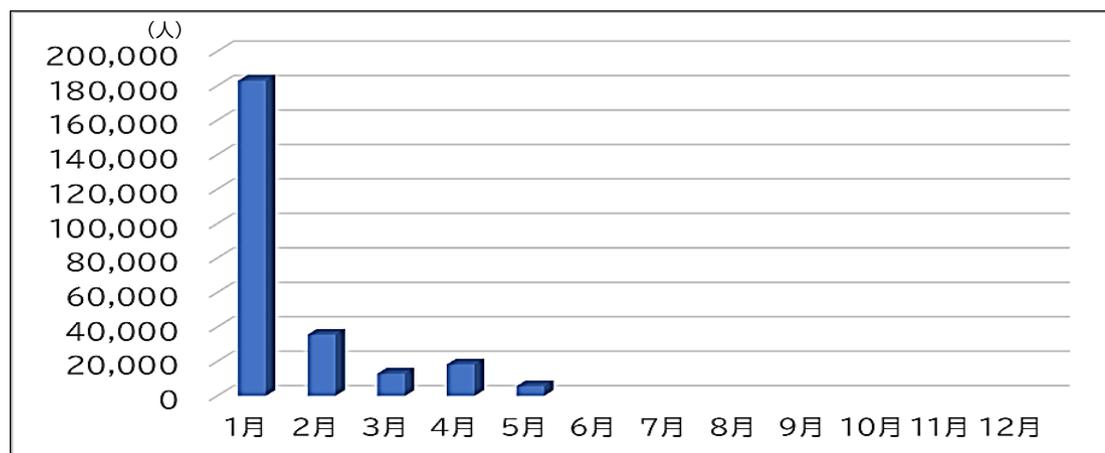


神奈川県発表資料に基づき作成

#### (4) 令和5年

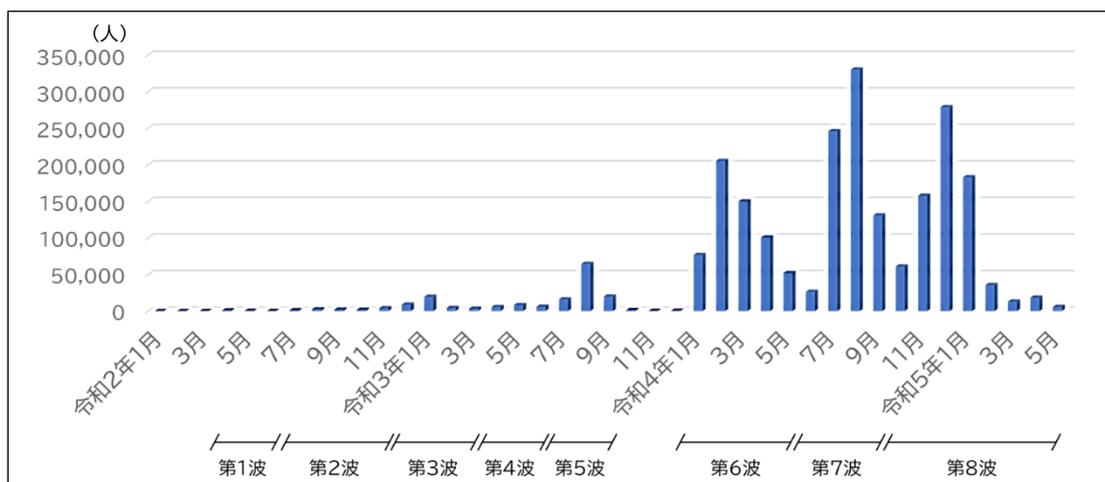
(感染者数の単位:人)

月	1	2	3	4	5						
感染者数	182,941	35,576	12,894	18,287	5,635						
累計	2,167,731	2,203,307	2,216,201	2,234,488	2,240,123						



神奈川県発表資料に基づき作成

#### (5) 令和2年～令和5年



神奈川県発表資料に基づき作成

## 4 市の月別感染者数の推移(令和2年4月～令和4年9月)

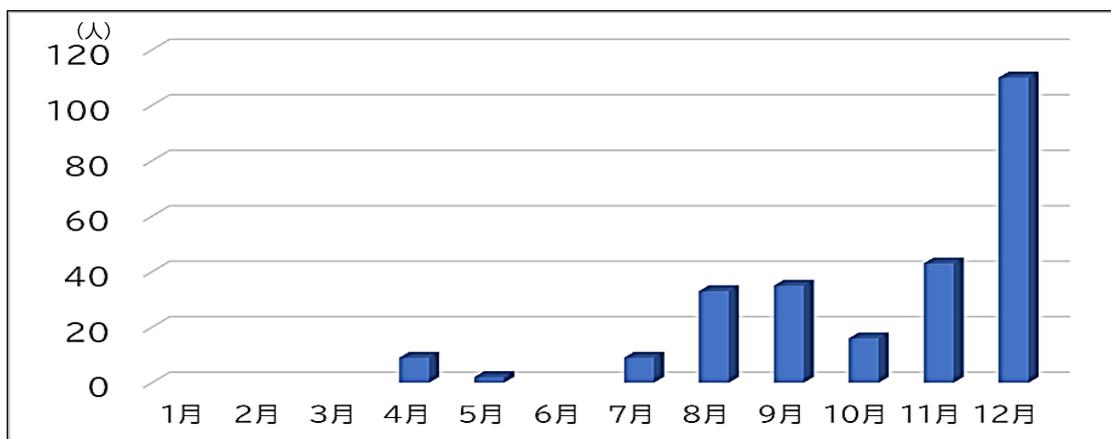
新型コロナウイルス感染者数の公表について、令和2年1月時点では保健福祉事務所単位(鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町)の公表であったが、4月20日(月)から市町村単位の公表へ見直された。

その後、令和4年9月26日(月)からは全数届出の見直しが行われ、市町村単位の公表がされなくなった。

### (1) 令和2年

(感染者数の単位:人)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数				9	2	0	9	33	35	16	43	110
累計				9	11	11	20	53	88	104	147	257

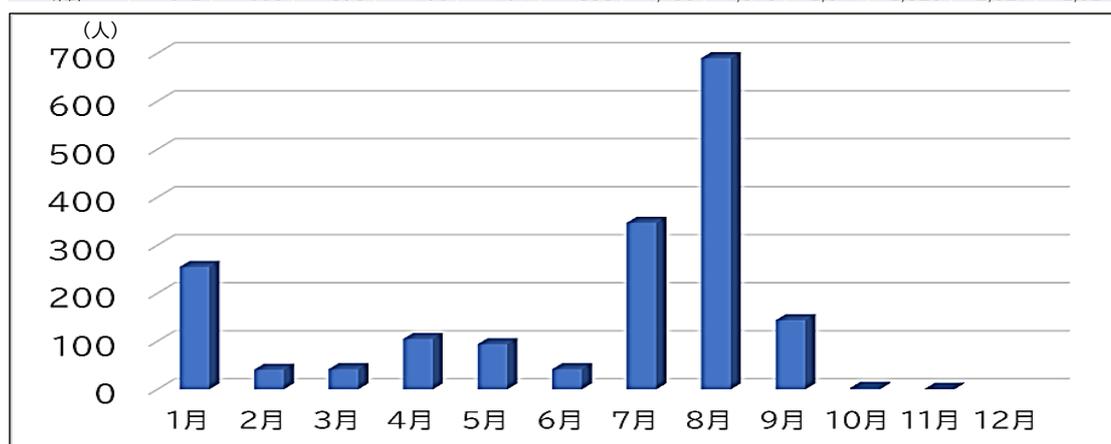


神奈川県発表資料に基づき作成

### (2) 令和3年

(感染者数の単位:人)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数	255	41	42	105	94	42	347	690	144	3	1	0
累計	512	553	595	700	794	836	1,183	1,873	2,017	2,020	2,021	2,021

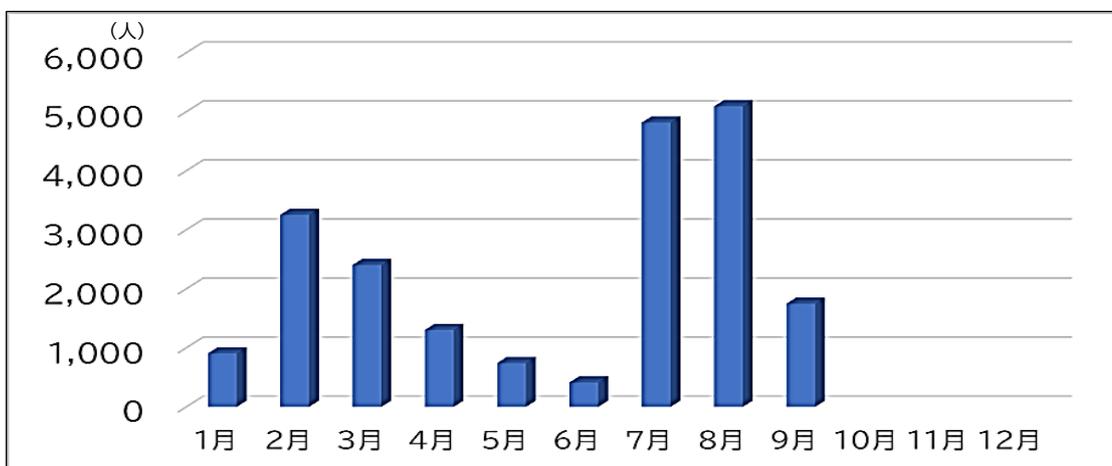


神奈川県発表資料に基づき作成

### (3) 令和4年

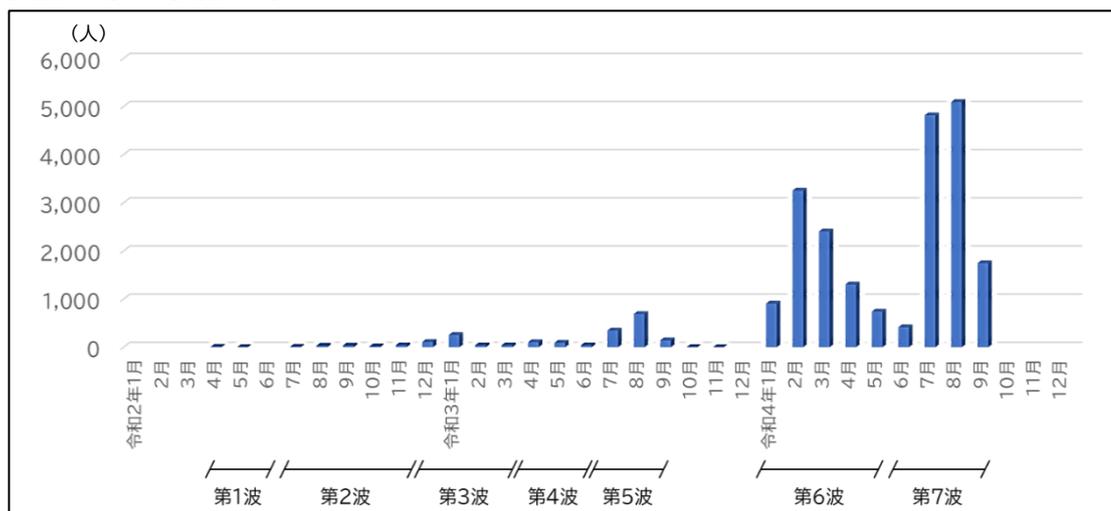
(感染者数の単位:人)

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
感染者数	907	3,254	2,404	1,304	742	414	4,817	5,093	1,747			
累計	2,928	6,182	8,586	9,890	10,632	11,046	15,863	20,956	22,703			



神奈川県発表資料に基づき作成

### (4) 令和2年～令和4年



神奈川県発表資料に基づき作成

# II

## 国・県等の対応について

### 1 新型コロナウイルス感染症に関する主要経過

年月日(曜)	対応等
令和2年(2020年) 1月6日(月)	中国武漢で原因不明の肺炎が確認され厚生労働省が注意喚起【国】
1月16日(木)	新型コロナウイルス感染症感染者を国内で初確認【国】【県】
1月30日(木)	「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置【国】
1月30日(木)	「鎌倉市新型コロナウイルス対策会議」設置及び第1回鎌倉市新型コロナウイルス対策会議開催【市】
1月31日(金)	2類感染症相当に指定【国】
2月13日(木)	国内初の死亡者確認(県内80代女性)【国】【県】
2月27日(木)	安倍首相全国の小中高校等に臨時休校を要請【国】
2月28日(金)	「新型コロナウイルス対策本部」設置及び第1回鎌倉市新型コロナウイルス対策本部会議開催【市】
3月13日(金)	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型コロナウイルス特措法)成立【国】
3月16日(月)	「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」設置【県】
4月2日(火)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた鎌倉市の基本方針策定【市】
4月7日(火)	神奈川県を含む7都府県に「緊急事態宣言」発出(初の緊急事態宣言)【国】
5月26日(火)	「緊急事態宣言」をすべて解除【国】
令和3年(2021年) 1月7日(木)	神奈川県を含む首都圏4都県に「緊急事態宣言」発出(2回目)【国】
2月14日(日)	厚生労働省がファイザー製ワクチンを承認【国】
3月22日(月)	神奈川県含む首都圏4都県の「緊急事態宣言」解除(2回目)【国】
4月20日(火)	神奈川県に「まん延防止等重点措置」適用(1回目)【国】
4月24日(土)	新型コロナウイルスワクチン高齢者接種開始【市】
5月16日(日)	新型コロナウイルスワクチン集団接種開始【市】
5月21日(金)	厚生労働省が米モデルナ及び英アストラゼネカ製ワクチンを承認【国】
8月2日(月)	神奈川県含む首都圏3県、大阪府に「緊急事態宣言」発出(3回目)【国】
10月1日(金)	神奈川県を含む「緊急事態宣言」をすべて解除(3回目)【国】
11月30日(火)	「オミクロン株」国内で初確認
令和4年(2022年) 1月21日	神奈川県を含む13都県に「まん延防止等重点措置」適用(2回目)【国】
2月6日(日)	新型コロナウイルスワクチン第1期追加接種開始【市】
3月22日(火)	「まん延防止等重点措置」をすべて解除(2回目)【国】
3月23日(水)	新型コロナウイルスワクチン小児接種開始【市】
7月9日(土)	新型コロナウイルスワクチン第2期追加接種開始【市】

9月24日(土)	新型コロナウイルスワクチン令和4年秋開始接種開始【市】
11月15日(火)	新型コロナウイルスワクチン乳幼児接種開始【市】
令和5年(2023年) 3月13日(月)	マスク着用個人の判断に移行【国】
5月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ「5類」に移行【国】</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策本部」廃止【国】</li> <li>・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部廃止【県】</li> <li>・新型コロナウイルス対策本部廃止【市】</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン令和5年春開始接種開始【市】</li> </ul>

## 2 国の対応

年月日(曜)	対応等
令和2年(2020年) 1月6日(月)	中国武漢で原因不明の肺炎が確認され厚生労働省が注意喚起
1月16日(木)	新型コロナウイルス感染症感染者を国内で初確認
1月30日(木)	「新型コロナウイルス感染症対策本部」設置
1月31日(金)	2類感染症相当に指定
2月13日(木)	国内初の死亡者確認
2月27日(木)	安倍首相全国の小中高校等に臨時休校を要請
3月2日(月)	全国の小中高校等で臨時休業開始
3月13日(金)	改正新型インフルエンザ等対策特別措置法(新型コロナウイルス特措法)成立
3月24日(火)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会延期決定
4月7日(火)	7都府県に「緊急事態宣言」発出
4月16日(木)	全都道府県に「緊急事態宣言」発出
5月26日(火)	「緊急事態宣言」をすべて解除
7月22日(水)	「Go Toトラベル」東京を除外し開始
10月30日(金)	全国の累計感染者数10万人超
12月2日(水)	新型コロナウイルスワクチン接種無料化を柱とする改正予防接種法成立
12月28日(月)	「Go Toトラベル」全国で一斉停止
令和3年(2021年) 1月7日(木)	首都圏4都県に「緊急事態宣言」発出
1月14日(木)	7府県に「緊急事態宣言」発出
2月13日(土)	時短要請や入院拒否に過料を科する改正インフルエンザ等特措法と改正感染症法施行
2月14日(日)	厚生労働省がファイザー製ワクチンを承認
3月22日(月)	首都圏4都県の「緊急事態宣言」解除
4月9日(金)	全国の累計感染者数50万人超
4月12日(月)	東京都等3都府県に「まん延防止等重点措置」適用
4月20日(火)	神奈川県を含む4県に「まん延防止等重点措置」適用
4月25日(日)	東京都を含む4都府県に「緊急事態宣言」発出
5月12日(水)	新たに2県に「緊急事態宣言」発出、6都府県に拡大
5月16日(日)	新たに3道県に「緊急事態宣言」発出、9都道府県に拡大
5月21日(金)	厚生労働省が米モデルナ及び英アストラゼネカ製ワクチンを承認
5月23日(日)	沖縄県に「緊急事態宣言」発出、10都道府県に拡大
6月21日(月)	沖縄県を除く9都道府県の「緊急事態宣言」解除
7月12日(月)	沖縄に発出中の「緊急事態宣言」を東京都にも拡大
7月23日(金)	東京2020オリンピック開幕(~8/8)
8月2日(月)	首都圏3県、大阪府に「緊急事態宣言」発出、6都府県に拡大
8月6日(金)	全国の累計感染者数100万人超
8月20日(金)	新たに7府県に「緊急事態宣言」発出、13都府県に拡大

8月24日(火)	東京2020パラリンピック開幕(~9/5)
8月27日(金)	新たに8道県に「緊急事態宣言」発出、21都道府県に拡大
9月13日(月)	2県の「緊急事態宣言」を解除、19都道府県に縮小
10月1日(金)	「緊急事態宣言」をすべて解除
11月30日(火)	「オミクロン株」国内で初確認
令和4年(2022年)	
1月20日(木)	全国の累計感染者数200万人超
1月21日(金)	13都県に「まん延防止等重点措置」適用
2月28日(月)	全国の累計感染者数500万人
3月22日(火)	「まん延防止等重点措置」をすべて解除
4月10日(日)	入国者上限1日1万人に緩和
6月1日(水)	入国者上限1日2万人に緩和
7月14日(木)	全国の累計感染者数1,000万人超
9月7日(水)	入国者上限1日5万人に緩和
9月9日(金)	全国の累計感染者数2,000万人超
9月26日(月)	全数届出見直し開始
10月11日(火)	入国者数上限撤廃
令和5年(2023年)	
1月6日(金)	全国の累計感染者数3,000万人超
3月13日(月)	マスク着用個人の判断に移行
5月8日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ「5類」に移行</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策本部」廃止</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」廃止</li> </ul>

### 3 県の対応

年月日(曜)	対応等
令和2年	
1月15日(水)	県内で国内初の感染者確認
2月3日(月)	ダイヤモンドプリンセス号横浜港入港
2月10日(月)	帰国者・接触者相談センター設置
2月13日(木)	県内80代女性新型コロナウイルス感染症により国内初の死亡
3月16日(月)	「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」設置
4月7日(火)	(神奈川県に「緊急事態宣言」発出) 外出自粛要請、生活維持に必要な事業以外の休業要請
4月21日(火)	黒岩知事「湘南の海に来ないで」と呼びかけ
5月26日(火)	(神奈川県「緊急事態宣言」解除) 全業種の休業要請解除
6月5日(金)	県内25ヶ所すべての海水浴場開設見送り決定
6月19日(金)	飲食店などへの営業時間短縮要請解除
10月8日(木)	「地元かながわ再発見(かながわ県民割)」開始
10月20日(火)	「発熱患者対応」の神奈川モデル発熱等診療予約システム設置
11月2日(月)	「発熱等診療予約センター」運用開始
11月14日(土)	県の累計感染者数1万人超
11月20日(金)	感染者の入院基準見直し
12月7日(月)	入院優先度を「スコア」で判断する神奈川新基準運用開始
令和3年	
1月8日(金)	(神奈川県に「緊急事態宣言」発出) 外出自粛要請[特に20時以降]、飲食店・カラオケ店等に20時までの時短要請
1月12日(火)	すべての飲食店等に対する時短要請開始
1月25日(月)	市町村に時短要請に係る営業実態調査への協力要請
3月22日(月)	(神奈川県「緊急事態宣言」解除) 飲食店・カラオケ店等に21時までの時短要請(~3/31)
4月20日(火)	(神奈川県に「まん延防止等重点措置」適用) 外出自粛要請、飲食店等に時短要請(措置区域:20時まで、その他区域:21時まで)
4月27日(火)	黒岩知事「大型連休は神奈川県に遊びに来ないで」と呼びかけ
4月28日(水)	鎌倉市等6市に「まん延防止等重点措置」の「措置区域」適用 措置区域では酒類の提供の終日停止を要請
6月11日(金)	鎌倉市を含む東京2020オリンピック聖火リレー公道走行中止発表
7月6日(火)	時短命令に従わない71店[鎌倉市9店]に過料を求める通知書を裁判所に送付
8月2日(月)	(神奈川県に「緊急事態宣言」発出) 外出自粛要請[特に20時以降]、酒類・カラオケ設備提供の飲食店・カラオケ店等への休業要請、他の飲食店等には20時までの時短営業要請
8月26日(木)	時短命令に従わない87店[鎌倉市11店]に弁明書送付

10月1日(金)	(神奈川県「緊急事態宣言」解除) ・リバウンド防止措置期間開始 ・マスク飲食実施店は21時まで、他の飲食店等は20時までの時短要請
10月14日(木)	時短命令に従わない99店[鎌倉市5店]に過料を求める通知書を裁判所に送付
10月25日(月)	飲食店への時短要請などを全面解除
令和4年 1月21日(金)	(神奈川県に「まん延防止等重点措置」適用) マスク飲食認証店は酒類提供の有無により20時若しくは21時までの時短営業を選択、非認証店は酒類提供停止
1月28日(金)	重症化リスクが低い感染者に対する自主的療養開始
2月10日(木)	(「まん延防止等重点措置」適用延長を受け県内全市町村を措置区域に再指定) マスク飲食認証店は酒類提供の有無により20時若しくは21時までの時短営業を選択、非認証店は酒類提供停止
2月24日(木)	時短要請に従わない23店[鎌倉市2店]に弁明書送付
3月22日(火)	(神奈川県「まん延防止等重点措置」解除) 飲食店等への時短要請などを全面解除
7月12日(火)	「JR東日本ホテルメッツかまくら大船」を宿泊療養施設として運用開始
8月2日(火)	・「かながわB A. 5対策強化宣言」発出 ・大規模集客施設等における感染対策徹底の協力要請
9月25日(日)	「かながわB A. 5対策強化宣言」終了
令和5年 5月8日(月)	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部廃止 ・「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」廃止

※( )は国の対応

## 市の対応策（3つの柱）について

令和2年(2020年)1月からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、市民生活には大きな混乱が生じ、市内事業者には経済的な困難をもたらし、子どもたちの学校生活が奪われ、当たり前であった日常に大きな影響が及んだ。

このような状況を鑑み、本市では後述する新型コロナウイルス対策担当が中心になって、市の対応策を検討した。

検討の結果、市民のいのちと生活をまもるために、本市に関わるすべての方と連携・協力しながら、市役所の総力を挙げて全庁体制で対応するための3つの柱を決定した。

### 市の対応策（3つの柱）

- 1 市民の皆さんのいのち、暮らしをまもる
- 2 市内事業者を全力支援し、経済をまもる
- 3 鎌倉のみらい、子どもたちをまもる

## 1 市の体制

### (1) 鎌倉市新型コロナウイルス対策会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まった当初の段階における、緊急連絡網、広報、市主催イベントの扱い等の新型コロナウイルス対策に資する協議・決定のため、鎌倉市新型コロナウイルス対策会議を設置した。

《期間》

- ・令和2年1月30日(木)～令和2年2月28日(金)まで

《編制》

- ・議長：副市長(防災担当)
- ・副議長：防災安全部長、健康福祉部長
- ・議員：教育長、消防長、各部長等(副議長を除く)
- ・事務局(危機管理課、市民健康課)

《対策会議開催状況》

- ・対策会議を4回開催

#### 鎌倉市新型コロナウイルス対策会議の概要

【場所】凡例

災対室：災害対策本部室

回	年月日(曜)時	場所	主要協議・決定事項等
第1回	令和2年 1月30日(木) 09:30～	災対室	・連絡体制の保持、HP、SNSによる広報、庁内での感染症予防対策推進、異常時の早期受診等
第2回	2月6日(木) 13:45～	災対室	・市の体制の確認
第3回	2月14日(金) 15:00～	災対室	・市主催のイベント等多数集客行事の中止、延期検討 ・庁内感染症予防対策継続
第4回	2月21日(金) 14:00～	災対室	・市主催イベント等の中止又は延期 ・共催、協働、後援の行事等に関する主催者との調整

## (2) 鎌倉市新型コロナウイルス対策本部

感染症対策、公共施設等の対応、ワクチン接種事務や経済支援等、市の全庁的かつ総合的な対策に資する協議・決定のため、鎌倉市新型コロナウイルス対策本部を設置した。

### 《期間》

- ・令和2年2月28日(金)～令和5年5月7日(日)まで

### 《編制》

- ・本部長：市長
- ・副本部長：両副市長
- ・事務局長：防災安全部長(後に市民防災部長)、健康福祉部長
- ・本部長：教育長、消防長、各部長等(事務局長を除く)
- ・事務局：危機管理課(後に総合防災課)、市民健康課

### 《対策本部会議開催状況》

- ・当初、災害対策本部室等での対面形式での会議で実施、その後、「密」回避や緊急時における休日の会議開催などを考慮し、持ち運び可能なタブレットを使用したWeb会議形式の会議に移行
- ・令和2年9月からタブレットに比し汎用性の高いモバイルパソコンを使用したWeb会議に改善
- ・第124回対策本部会議において本部長の対策本部廃止宣言を受け解散

### 《その他》

- ・対策本部会議開催に先立ち、本部長、副本部長、所要の本部長、事務局員による事前調整会議を開催、対策本部会議の議題やその内容を事前に確認・調整し認識を統一

## 鎌倉市新型コロナウイルス対策本部会議の概要

### 【場所等】凡例

201：201会議室 全協：全員協議会室

Tab：タブレットによるweb会議 PC：PCによるweb会議

回	年月日(曜)時	場所等	主要協議・決定事項等
第1回	令和2年 2月28日(金) 08:30～	災対室	・新型コロナウイルス対策本部設置 ・小中学校の休校、新型コロナウイルス業務継続計画(BCP)の検討 など
第2回	2月28日(金) 16:00～	災対室	・小中学校の休校、新型コロナウイルス業務継続計画(BCP)の検討結果の協議 など
第3回	3月2日(月) 07:00～	災対室	・小中学校休校 ・新型コロナウイルス業務継続体制移行

第4回	3月2日(月) 14:30~	災対室	・感染疑いのある職員のPCR検査受検
第5回	3月3日(火) 09:00~	災対室	・出勤できない職員の60%休業補償
第6回	3月4日(水) 10:00~	災対室	・学童、保育園の閉園の要件
第7回	3月6日(金) 11:00~	災対室	・通常勤務再開 ・公共施設閉鎖延長
第8回	3月9日(月) 15:40~	Tab	・妊婦へのマスク配布
第9回	3月11日(水) 15:00~	災対室	・新型コロナウイルス業務継続計画(BCP)再検討 ・小中学校卒業式延期
第10回	3月13日(金) 15:00~	災対室	・新型コロナウイルス業務継続計画(BCP)確定 ・市への余剰マスク提供呼びかけ
第11回	3月16日(月) 15:00~	Tab	・各部長日々PC持ち帰り
第12回	3月19日(木) 15:00~	Tab	・HPへの寄付受けマスク活用状況公開 ・小中学校卒業式への保護者参加数
第13回	3月24日(火) 政策会議終了後	201	・小中学校再開、授業・部活動の方法検討 ・公共施設閉鎖延長
第14回	3月27日(金) 行革会議終了後	201	・市主催のイベント、不要不急の会議・研修等の原則中止又は延期 ・75歳以上専用の電話相談窓口設置
第15回	3月30日(月) 13:00~	Tab	・75歳以上へのコロナ対策通知発送
第16回	3月31日(火) 13:00~	Tab	・市民サービスコーナー閉鎖
第17回	4月2日(木) 政策会議終了後	Tab	・緊急事態宣言発出を見据えた業務検討 ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた鎌倉市の基本方針(以下「鎌倉市の基本方針」という)策定
第18回	4月3日(金) 15:30~	Tab	・職員陽性時の記者発表の要領 ・小中学校の入学式・始業式、臨時休校等
第19回	4月6日(月) 15:30~	Tab	・緊急事態宣言の場合、公共施設全閉鎖 ・鎌倉市の基本方針改定
第20回	4月7日(火) 16:00~	Tab	・公共施設の休館等延長
第21回	4月8日(水) 11:15~	全協	・小中学校休校及び登校日未設定 ・鎌倉市の基本方針改定
第22回	4月9日(木) 15:30~	Tab	・緊急事態宣言発出に伴う出勤抑制検討 ・来庁しなくても可能な手続き周知
第23回	4月10日(金) 14:00~	Tab	・定時放送での全庁一斉消毒、換気実施 ・鎌倉市及び近隣市町の公営・民間駐車場閉鎖

第24回	4月13日(月) 14:00~	Tab	・登庁職員削減、テレワーク、時差勤務推進 ・鎌倉市の基本方針改定
第25回	4月15日(水) 15:30~	Tab	・議会意見、要望への回答要領 ・市の新型コロナウイルス対策3本柱決定
第26回	4月16日(木) 15:30~	Tab	・観光協会へのHP見直し要請 ・鎌倉市の基本方針改定
第27回	4月17日(金) 15:00~	Tab	・防災行政用無線による放送実施 ・鎌倉市の基本方針改定
第28回	4月20日(月) 15:30~	Tab	・「新型コロナウイルス総合窓口」設置 ・市長による防災行政用無線放送
第29回	4月22日(水) 15:30~	Tab	・市長による防災行政用無線放送 ・大型連休間の平日勤務体制を1/3に縮小
第30回	4月22日(水) 15:30~	Tab	・市長による防災行政用無線放送実施 ・特別定額給付金(仮称)特命担当任命
第31回	4月27日(月) 15:30~	Tab	・大型連休に向けた市の対応
第32回	4月30日(木) 16:00~	Tab	・大型連休中の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第33回	5月1日(金) 15:30~	Tab	・鎌倉市中小企業家賃支援補助金支給事務に関する窓口、専用電話開設
第34回	5月3日(日) 16:30~	Tab	・大型連休中の市の対応
第35回	5月7日(木) 15:30~	Tab	・粗大ごみ以外クリーンセンターへの持ち込み中止 ・鎌倉市の基本方針改定
第36回	5月8日(金) 15:30~	Tab	・新型コロナウイルス感染症対策を充実させるために必要な業務等照会
第37回	5月11日(月) 15:30~	Tab	・図書館等再開準備
第38回	5月13日(水) 15:30~	Tab	・職員のマスク着用徹底について再通知 ・公共施設等の運営(開閉)検討
第39回	5月15日(金) 15:30~	Tab	・公共施設再開に向けた3密対策・感染防止対策検討 ・新型コロナウイルス業務継続3班体制維持
第40回	5月18日(月) 15:30~	Tab	・緊急事態宣言解除を見据えた公共施設運営の調査 ・新型コロナウイルス業務継続体制解除に備えたアクリル製間仕切り等配付
第41回	5月20日(水) 15:30~	Tab	・市民への次亜塩素酸水配布開始
第42回	5月22日(金) 15:30~	Tab	・緊急事態宣言解除を見据えた公共施設運営の再調査 ・防災行政用無線放送実施

第43回	5月26日(火) 15:30~	Tab	・時差勤務の拡大
第44回	5月29日(金) 15:30~	Tab	・公共施設再開のための準備開始 ・「新型コロナウイルス総合窓口」閉鎖 ・鎌倉市の基本方針改定
第45回	6月2日(火) 15:30~	Tab	・海水浴場開設断念
第46回	6月5日(金) 15:30~	Tab	・「特別定額給付金」支給業務応援職員増員
第47回	6月12日(金) 15:30~	Tab	・市主催イベント開催可否の調査実施
第48回	6月19日(金) 15:30~	Tab	・市主催イベント開催可否の再調査実施
第49回	6月26日(金) 15:30~	Tab	・出勤停止対象者指定 ・夏季特別休暇取得期間1か月延長 ・鎌倉市の基本方針改定
第50回	7月3日(金) 13:00~	Tab	・イベント等の開催、非開催の当面案決定 ・コロナ支援策に係る担当課決定
第51回	7月9日(木) 15:30~	Tab	・週末の対応 ・新型コロナウイルス接触確認アプリのインストール
第52回	7月17日(金) 15:30~	Tab	・テレワーク、土日勤務、時差勤務、夏季休暇の取得等による庁内密回避徹底
第53回	7月22日(水) 15:30~	Tab	・職員の行動
第54回	7月31日(金) 15:00~	Tab	・第2波に備えた職員の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第55回	8月7日(金) 16:30~	Tab	・夏季休暇期間に伴う職員の行動
第56回	8月11日(火) 16:30~	Tab	・祝日のエアコン稼働
第57回	8月20日(木) 11:00~	Tab	・三菱電機から寄付されたフェイスシールドの活用法
第58回	8月27日(木) 15:30~	Tab	・鎌倉市の基本方針改定
第59回	9月4日(金) 議会終了後	PC	・各部長週末PC持ち帰り
第60回	9月10日(木) 08:45~	PC	・感染拡大防止ポスター作成及び掲示
第61回	9月16日(水) 08:45~	PC	・鎌倉市の基本方針改定
第62回	9月25日(金) 10:00~	PC	・鎌倉市の基本方針改定

第63回	10月1日(木) 16:15~	PC	・各部長週末PC持ち帰り
第64回	10月8日(木) 16:30~	PC	・鎌倉市の基本方針改定
第65回	10月15日(木) 16:10~	PC	・鎌倉市の基本方針改定
第66回	10月23日(金) 11:15~	PC	・課単位での忘年会等開催自粛
第67回	10月29日(木) 16:00~	PC	・仕事納め期日前倒し、仕事始め期日延長の検討
第68回	11月6日(金) 15:00~	PC	・文化芸術活動継続、再開に関する相談窓口開設
第69回	11月12日(木) 16:45~	PC	・職員の年末年始の休暇取得の促進
第70回	11月20日(金) 16:15~	PC	・各施設への新型コロナウイルス対策に関するポスター掲示 ・庁内での食事中の会話時のマスク着用徹底
第71回	11月27日(金) 09:30~	PC	・「M・A・S・K」、「マスク会食」の普及啓発 ・鎌倉市の基本方針改定
第72回	12月4日(金) 16:00~	PC	・職員への少人数・短時間での飲食店利用、マスク着用再徹底
第73回	12月10日(木) 09:00~	PC	・鎌倉駅東口交通誘導員臨時配置の検討
第74回	12月17日(木) 15:00~	PC	・分散参拝、飲食店での感染防止対策徹底呼びかけ ・社寺への分散参拝呼びかけ協力依頼
第75回	12月25日(金) 15:00~	PC	・年末年始の対応
第76回	令和3年 1月6日(水) 16:00~	PC	・知事の要請を踏まえた市の取組み ・鎌倉市の基本方針改定
第77回	1月8日(金) 11:00~	PC	・緊急事態宣言後の県の方針を踏まえた市の取組み
第78回	1月15日(金) 16:00~	PC	・積極的疫学調査に関する保健所の取扱い変更に伴う職員への対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第79回	1月22日(金) 16:00~	PC	・時短要請及び外出自粛呼びかけに関する県への協力
第80回	1月29日(金) 15:30~	PC	・県の飲食店等時短要請対応状況調査への協力 ・来庁者へのマスク等の着用のお願
第81回	2月4日(木) 15:00~	PC	・鎌倉市の基本方針改定
第82回	2月12日(金) 16:00~	PC	・県の飲食店等時短要請対応状況調査への協力

第83回	2月18日(木) 16:00~	PC	・感染拡大防止のための職員の行動徹底
第84回	3月1日(月) 16:00~	PC	・感染拡大防止のための職員の行動徹底
第85回	3月5日(金) 16:00~	PC	・ワクチンコールセンター設置
第86回	3月12日(金) 16:00~	PC	・鎌倉市の基本方針改定
第87回	3月19日(金) 11:00~	PC	・鎌倉市の基本方針改定
第88回	3月30日(火) 14:00~	PC	・鎌倉市の基本方針改定
第89回	4月9日(金) 14:30~	PC	・感染拡大防止のための職員の行動徹底
第90回	4月19日(月) 11:00~	PC	・大型連休に向けた観光客対策 ・鎌倉市の基本方針改定
第91回	4月27日(火) 16:00~	PC	・大型連休に向けた市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第92回	5月11日(火) 11:00~	PC	・5月12日~5月31日までの市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第93回	5月31日(月) 13:00~	PC	・6月1日~6月20日までの市の対応
第94回	6月18日(金) 議会終了後	PC	・6月21日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第95回	7月9日(金) 15:00~	PC	・7月12日以降の市の対応
第96回	7月19日(月) 08:45~	PC	・7月22日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第97回	7月31日(土) 15:00~	PC	・8月2日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第98回	8月10日(火) 11:30~	PC	・8月10日以降の市の対応
第99回	8月19日(木) 16:30~	PC	・8月20日以降の市の対応
第100回	8月26日(木) 16:30~	PC	・市民向け、観光客向け対応
第101回	9月2日(木) 14:00~	PC	・緊急事態宣言延長に伴う対応
第102回	9月10日(金) 議会終了後	PC	・9月13日以降の市の対応
第103回	9月17日(金) 16:00~	PC	・職員の対応方針
第104回	9月30日(木) 09:45~	PC	・10月1日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定

第105回	10月7日(木) 16:00~	PC	・10月1日以降の市の対応継続確認
第106回	10月22日(金) 09:30~	PC	・10月25日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第107回	11月11日(木) 16:30~	PC	・10月25日以降の市の対応継続
第108回	11月24日(水) 17:00~	PC	・11月25日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第109回	12月23日(木) 14:30~	PC	・年末年始の対応
第110回	令和4年 1月12日(水) 15:00~	PC	・1月12日以降の市の対応
第111回	1月17日(月) 11:50~	PC	・職員の対応方針
第112回	1月20日(木) 13:00~	PC	・1月20日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第113回	1月28日(金) 13:00~	PC	・1月28日以降の市の対応
第114回	2月3日(木) 16:00~	PC	・新型コロナBCP点検結果 ・来庁しなくてもできる手続きの調査
第115回	2月10日(木) 16:00~	PC	・2月10日以降の市の対応
第116回	3月4日(金) 11:00~	PC	・3月4日以降の市の対応
第117回	3月18日(金) 議会終了後	PC	・3月22日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第118回	4月21日(木) 16:00~	PC	・大型連休に向けた市の対応
第119回	5月19日(木) 13:00~	PC	・5月20日以降の市の対応
第120回	5月24日(火) 08:40~	PC	・マスク着用に関する市対応方針検討
第121回	6月30日(木) 16:00~	201	・7月1日以降の市の対応
第122回	令和5年 2月1日(水) 政策会議終了後	201	・2月1日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第123回	3月2日(木) 16:30~	PC	・3月13日以降の市の対応 ・鎌倉市の基本方針改定
第124回	5月1日(月) 15:00~	PC	・5月8日以降の市の対応 新型コロナウイルス対策本部廃止 鎌倉市の基本方針廃止 など

### (3) 特命担当

#### ア 新型コロナウイルス相談担当

新型コロナウイルス感染症への対策として、市民・事業者からの相談に対応するため、令和2年4月17日(金)、担当主査を長とする9名をもって防災安全部危機管理課内に設置した。

4月20日(月)、本庁舎1階正面玄関入口に「新型コロナウイルス総合窓口」を開設した。

総合窓口開設中、特別定額給付金・中小企業家賃支援補助金給付業務に関する問い合わせを主体に、合計3,641件の問い合わせや相談に対応した。

令和2年5月31日(日)、総合窓口閉鎖をもって新型コロナウイルス相談担当の活動を終了し廃止となった。

#### イ 新型コロナウイルス対策担当

新型コロナウイルスへの対策として、経済対策等の関連する施策の統括、企画、調整及び推進のため、令和2年4月9日(木)、担当課長を長とする9名をもって共創計画部(後に共生共創部)企画計画課内に設置した。

新型コロナウイルス感染症対策の3本柱(「市民の皆さんのいのち、暮らしをまもる」、「市内事業者を全力支援し、経済をまもる」、「鎌倉のみらい、子どもたちをまもる」)を打ち出し、多種多様な新型コロナウイルス感染症対策を企画・調整し実現に寄与した。

業務完了により、令和5年3月31日(金)をもって廃止した。

#### ウ 特別定額給付金担当

新型コロナウイルス感染症の影響に対する緊急経済対策として実施される、特別定額給付金の支給等に関連する業務を行うため、令和2年4月24日(金)、担当課長を長とする当初4名をもって健康福祉部福祉総務課内に設置した。

その後、人員を増強しつつ、給付準備、オンライン申請及びダウンロード申請の受付・審査、申請書類の発送・受付・審査、給付等の業務を行い、令和2年内に所定の業務を完了した。

業務完了により、令和2年12月31日(木)をもって廃止した。

#### エ 新型コロナウイルスワクチン接種担当

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種について、迅速に市民への接種を目指すため、令和3年1月25日(月)、担当課長を長とする12名をもって健康福祉部市民健康課内に設置、数度にわたる職員交代を経て、令和5年6月末日現在も活動中である。

鎌倉市医師会、鎌倉市薬剤師会等関係機関と連携し、本市の特性を考慮したワクチン集団接種体制を構築した。

また、移動が困難な高齢者等への集団接種会場までのタクシー利用料金を助成するなど、接種を希望する市民のニーズに寄り添った施策を展開した。

令和4年9月からは市内医療機関での個別接種で実施する体制に順次移行した。令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種の体制は、将来的な定期接種化を見据え、個別接種中心とし、集団接種会場は限定的に開設している。

#### オ 臨時特別給付金担当

国が実施するコロナ克服・新時代開拓のための経済対策のひとつとして実施される、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関連する業務を行うため、令和4年1月1日(土)、担当主査を長とする3名をもって健康福祉部福祉総務課内に設置した。

給付金支給に関連する業務の終了により、令和4年4月30日(土)をもって廃止した。

## 2 市の対応

### (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた鎌倉市の基本方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた鎌倉市の基本方針を策定し、職員向け対策、市立小中学校向け対策、子どもの家、公共施設、イベント等の実施の扱い、来庁者への対応の6項目の方針を示し、市の感染拡大防止の取組みの準拠とした。

本方針は、事態の進展や収束、国・県の対応方針・対策の変更など、状況に変化があった際に見直し、市新型コロナウイルス対策本部会議での審議を経て改定し、改定は35回に及んだ。

#### ア 職員向け対策

テレワーク(在宅勤務)の活用、拡大時差出勤、時間休を含む年次休暇取得など、感染拡大防止に向けて柔軟な対応を取り得る勤務体制の拡充や、日常のあらゆる場面で感染拡大防止を意識した行動を実践することなど、市職員が取るべき対策を示した。

また、職員に陽性者が発生し、業務継続体制に移行する必要があると認める場合は、次ページ「業務継続体制について」に基づく対応を取ることを明示した。

## 業務継続体制について

No.	継続する業務	手続等ができる場所	担当課
0	・緊急対策本部業務	消防本部	危機管理課
1	・女性相談業務	第3分庁舎1階講堂	文化人権課
2	・諸証明交付業務	4支所のいずれか	納税課
3	・がけ崩れ等緊急を要する事業、予防対策に係る相談事業	消防本部	総合防災課
4	・住民異動届受付業務 ・戸籍届受付業務 ・諸証明交付業務 ・埋火葬許可業務 ・臨時運行許可業務	4支所のいずれか	市民課
5	・地域支援業務	4支所のいずれか	各支所
6	・保育所入所事務、民間保育園ケース事務	4支所のいずれか	保育課
7	・助産施設、母子生活支援施設等への入所事務 ・虐待通告等への対応	4支所のいずれか	こども相談課
8	・子どもの家等入所事務	4支所のいずれか	青少年課
9	・障害児相談支援事業（法内事業）における相談体制の維持	4支所のいずれか	発達支援室
10	・生活保護の新規申請時の受付・相談業務 ・生活保護受給者からの緊急の通院連絡や各種相談業務の受付（電話・メール等） ・生活困窮者の緊急対応（援護金貸付、ホームレスの緊急保護等）	4支所のいずれか	生活福祉課
11	・高齢者の虐待対応及び徘徊高齢者の一時保護等 ・介護保険等申請業務	4支所のいずれか	高齢者いきいき課
12	・障害福祉に関する電話相談 ・障害者手帳・自立支援医療の進達業務	4支所のいずれか	障害福祉課
13	・母子健康手帳の交付 ・産後ケア事業 ・転入者へのすくすく手帳交付 ・虐待等に係る相談対応 ・予防接種実施依頼書の発行	4支所のいずれか	市民健康課
14	・国民健康保険資格取得による国民健康保険被保険者証交付 ・国民健康保険被保険者証再交付事務 ・後期高齢者医療被保険者証の発行に関する事務	4支所のいずれか	保険年金課
15	・ごみの受入業務	4支所のいずれか	環境センター
16	・公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出及び申出に係る業務 ・国土利用計画法に基づく届出に係る業務 ・まちづくり条例に基づく届出に係る業務	第5分庁舎	土地利用政策課

17	・道路及び道路附属物の損傷、事故及び災害等に伴う緊急対応	作業センター	道水路管理課
18	・災害対応、緊急対応	浄化センター	下水道河川課
19	・公園及びその予定地、緑地、街路樹、児童遊園等での事故や災害への緊急対応	作業センター	公園課
20	・私立学校から公立学校への転校手続き ・指定校変更等の手続き	御成小学校内	学務課
21	・区域外就学の手続き	御成小学校内	学務課
22	・火災・救急・救助などの災害出動	—	消防本部

## イ 市立小中学校向け対策

文部科学省マニュアル及び神奈川県教育委員会ガイドライン等を参考に策定・改定した「鎌倉市学校継続ガイドライン」に基づく教育活動等の実施を明示した。

### 市立小中学校向け対策(主なもの)

区分		概要	
令和2年	臨時休校	緊急事態宣言を受け臨時休校(5月31日(日)まで)	
	入学式、卒業式	出席者は当該学年児童・生徒、教職員、保護者(各家庭1名以内)で実施	
	教育活動の段階的再開	小学校	・準備期間：5月25日(月)～5月29日(金)オンライン生活支援 ・分散登校：6月1日(月)～6月12日(金)2時間 ・分散登校：6月15日(月)～6月19日(金)3時間 ・短縮登校(一斉)：6月22日(月)～6月26日(金)3時間 ・通常登校：6月29日(月)～7月10日(金)4～5時間 ・通常登校：7月13日(月)～7月31日(金)
		中学校	・準備期間：5月25日(月)～5月29日(金)オンライン生活支援 ・分散登校：6月1日(月)～6月26日(金)3時間 ・短縮登校(一斉)：6月29日(月)～7月10日(金)5～6時間 ・通常登校：7月13日(月)～7月31日(金)
	部活動	中学校の部活動は、6月29日(月)から段階的に再開	
	行事	1学期行事延期	
	夏季休業期間短縮	8月1日(土)～8月23日(日)	
	冬季休業期間短縮	12月26日(土)～令和3年(2021年)1月5日(火)	
令和3年	入学式、卒業式	出席者は当該学年児童・生徒、教職員、保護者(各家庭1名以内)で実施	
	校外学習、遠足、集団宿泊的行事	・神奈川県内に緊急事態宣言が発出されている間は中止 ・緊急事態宣言解除後は感染防止対策を講じた上で実施	
	懇談会、授業参観、面談	・神奈川県内に緊急事態宣言が発出されている間は中止 ・緊急事態宣言解除後は感染症対策を講じた上で実施	
	部活動・対外試合	・神奈川県内に緊急事態宣言が発出されている間は中止 ・緊急事態宣言解除後、段階的に再開 →10月8日(金)までは自校生徒のみの活動、10月9日(土)以降は、感染対策及び生徒の体調管理に配慮した上で実施、市外の学校との対外試合等への参加可	

令和4年	入学式、卒業式	出席者は当該学年児童・生徒、教職員、保護者(各家庭1名以内)で実施
	校外学習、遠足、集団宿泊的行事	感染防止対策を徹底した上で実施できる方向で検討
	懇談会、授業参観、面談	保護者を対象として感染防止対策を徹底した上で実施できる方向で検討
	部活動	・感染対策及び生徒の体調管理に配慮した上で実施 ・市外の学校との対外試合等への参加可
令和5年	学校行事	・感染防止対策を講じた上で実施 ・保護者や来賓等の参加人数の制限なし
	部活動	基本的な感染防止対策を講じた上で実施

## ウ 子どもの家

放課後かまくらっ子施設について、文部科学省マニュアル等に基づく感染防止対策を講じた運営や施設職員への「新しい生活様式」に基づく行動の徹底を示した。

## エ 公共施設

### (ア) 休館・使用停止

感染経路や治療法が明らかになっていない中での令和2年2月の感染者増加に伴い、県の対応を参考にしながら、鎌倉市新型コロナウイルス対策本部会議において、令和2年2月27日(木)からの公共施設の休館・使用停止を決定した。

公共施設の休館の状況は次のとおり。

### 公共施設の休館状況(令和2年)

No.	施設名	休館等期間
1	鎌倉文学館	2月28日(金)～5月31日(日)
2	鏑木清方記念美術館	2月28日(金)～5月31日(日)
3	川喜多映画記念館	2月28日(金)～5月31日(日)
4	腰越つどいの広場	2月28日(金)～6月7日(日)
5	かまくら冒険遊び場・梶原	2月28日(金)～6月7日(日)
6	子育て支援センター (鎌倉・深沢・大船・玉縄)	2月28日(金)～6月7日(日)
7	深沢子ども会館	2月28日(金)～5月31日(日)
8	青少年会館(鎌倉・玉縄)	2月28日(金)～6月29日(月)
9	子どもの家と併設している子どもひろば及び子ども会館	2月29日(土)～6月21日(日)
10	教養センター	2月27日(木)～6月21日(日)
11	名越やすらぎセンター	2月27日(木)～6月21日(日)
12	今泉さわやかセンター	2月27日(木)～6月21日(日)

13	玉縄すこやかセンター	2月27日(木)～6月21日(日)
14	腰越なごやかセンター	2月27日(木)～6月21日(日)
15	小学校・中学校 学校開放	2月28日(金)～6月28日(日)
16	鎌倉武道館	2月28日(金)～6月21日(日)
17	鎌倉体育館	2月28日(金)～6月21日(日)
18	見田記念体育館	2月28日(金)～6月30日(火)
19	大船体育館	2月28日(金)～6月21日(日)
20	未病センターかまくら	2月28日(金)～6月30日(火)
21	吉屋信子記念館	2月28日(金)～6月8日(月)
22	小学校・中学校開放(多目的室等)	2月28日(金)～5月31日(日)
23	中央図書館、地域館	3月4日(水)～6月8日(月)
24	鎌倉歴史文化交流館	2月28日(金)～6月7日(日)
25	鎌倉国宝館	2月28日(金)～6月14日(日)
26	鎌倉芸術館	4月9日(木)～5月31日(日)
27	NPOセンター会議室(鎌倉・大船)	4月9日(木)～6月7日(日)
28	各支所会議室	4月9日(木)～6月7日(日)
29	福祉センター会議室	4月9日(木)～6月7日(日)
30	生涯学習センター(4地域館)	4月9日(木)～6月7日(日)
31	笛田公園会議室	3月4日(水)～6月19日(金)
32	笛田公園野球場・庭球場	4月9日(木)～5月31日(日)
33	深沢多目的スポーツ広場	4月9日(木)～6月7日(日)
34	西御門テニスコート	4月9日(木)～6月21日(日)
35	笛田リサイクルセンター再生利用棟西側	4月13日(月)～8月2日(日)
36	大船駅周辺屋外喫煙所 ・東口2階ペDESTリアンデッキ ・東口歩道橋下 ・西口1階公衆トイレ脇	4月15日(水)～6月30日(火)
37	旧華頂宮邸庭園	4月18日(土)～6月2日(火)
38	鎌倉海浜公園坂ノ下駐車場	4月22日(水)～5月31日(日)
39	笛田公園庭球場壁打練習施設	4月25日(土)～6月19日(金)
40	笛田公園駐車場 鎌倉中央公園駐車場 夫婦池公園駐車場	4月25日(土)～5月31日(日)
41	鎌倉市役所休日有料駐車場	4月11日(土)～6月19日(金)
42	鎌倉市役所本庁舎有料駐輪場 (土日祝日のみ)	5月2日(土)～5月31日(日)

#### (イ) 使用制限

感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、公共施設等の休館・使用停止の措置は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じた使用制限の方向に転換された。

方向転換により、本市公共施設は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限・施設の使用制

限等に係る留意事項等について」や県の方針を準拠として、使用制限の内容や期間を定めた。

その他、各公共施設の特性に応ずる個別の対応は、各業界団体がまとめた「業種別ガイドライン」を遵守して対応した。

令和2年6月以降の公共施設再開後の使用制限の状況は、次のとおり。

### 公共施設再開後の使用制限の状況(令和2年)

No.	施設名	再開年月日(曜)	使用制限
1	鎌倉文学館	令和2年 6月9日(火)	開館時間短縮、時間制限 入館人数制限
2	鍋木清方記念美術館	6月9日(火)	開館時間短縮、時間制限 入館人数制限
3	川喜多映画記念館	6月2日(火)	展示のみ時間と人数を制限 して再開
4	腰越つどいの広場	6月8日(月)	事前予約制、時間制限
5	かまくら冒険遊び場・梶原	6月8日(月)	事前予約制、時間制限
6	子育て支援センター (鎌倉・深沢・大船・玉縄)	6月8日(月)	事前予約制、時間制限
7	深沢子ども会館	6月22日(月)	事前予約制、時間制限
8	青少年会館(鎌倉・玉縄)	6月30日(火)	事前予約制、時間制限
9	子どもの家と併設している子ども ひろば及び子ども会館	6月22日(月)	乳幼児親子は事前予約制、 時間制限、小学生は登録制
10	教養センター	6月22日(月)	入場制限
11	名越やすらぎセンター	6月22日(月)	入場制限
12	今泉さわやかセンター	6月22日(月)	入場制限
13	玉縄すこやかセンター	6月22日(月)	入場制限
14	腰越なごやかセンター	6月22日(月)	入場制限
15	小学校・中学校 学校開放	6月29日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
16	鎌倉武道館	6月22日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
17	鎌倉体育館	6月22日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
18	見田記念体育館	7月1日(水)	事前予約制、時間制限 人数制限
19	大船体育館	6月22日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
20	未病センターかまくら	7月1日(水)	事前予約制、時間制限 人数制限
21	吉屋信子記念館	6月9日(火)	事前予約制、時間制限 人数制限、一般公開当面なし

22	小学校・中学校開放(多目的室等)	7月13日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
23	中央図書館、地域館	6月9日(火)	サービス内容に制限
24	鎌倉歴史文化交流館	6月8日(月)	平日のみ開館、事前予約 制、市民限定、人数制限
25	鎌倉国宝館	6月15日(月)	開館時間短縮、平日のみ開 館、事前予約制、市民限定、 人数制限
26	鎌倉芸術館	6月1日(月)	人数制限
27	NPOセンター会議室(鎌倉・大船)	6月8日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
28	各支所会議室	6月8日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
29	福祉センター会議室	6月8日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限 調理室等一部利用不可
30	生涯学習センター(4地域館)	6月8日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
31	笛田公園会議室	6月20日(土)	使用可能時間 8:00~17:00
32	笛田公園野球場・庭球場	6月20日(土)	使用可能時間 8:00~18:00 早朝野球:6:00~8:00
33	深沢多目的スポーツ広場	6月8日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
34	西御門テニスコート	6月22日(月)	事前予約制、時間制限 人数制限
35	笛田リサイクルセンター 再生利用棟西側	8月3日(月)	事前申し込み制、人数制限
36	大船駅周辺屋外喫煙所 ・東口2階ペDESTリアンデッキ ・東口歩道橋下 ・西口1階公衆トイレ脇	7月1日(水)	—
37	旧華頂宮邸庭園	6月3日(水)	—
38	鎌倉海浜公園坂ノ下駐車場	6月1日(月)	—
39	笛田公園庭球場壁打練習施設	6月20日(土)	現地での利用登録
40	笛田公園駐車場 鎌倉中央公園駐車場 夫婦池公園駐車場	6月1日(月)	—
41	鎌倉市役所休日有料駐車場	6月20日(土)	—
42	鎌倉市役所本庁舎有料駐輪場 (土日祝日のみ)	6月1日(月)	—

(ウ) 感染防止対策取組書等掲示

各公共施設には、県が推奨する「感染防止対策取組書」を掲示し、施設管理者が実施している感染防止対策の内容を「見える化」して、施設使用者へ安心感を与えるとともに、感染防止対策への協力を求めた。

その他、感染防止対策の実践を促す各種ポスターを掲示し、使用者の意識啓発を図った。



オ イベント等の実施の扱い

感染経路や感染後の症状が明らかになっていない新型コロナウイルス感染症拡大初期の段階においては、市主催イベント等は休止とし、市主催以外のイベント等の主催者に対しても同様の対応を求めた。

令和2年5月25日(月)の緊急事態宣言解除を受け、各部が所管する計346件のイベントについて、基本的感染防止対策を講じながら開催するイベント180件、開催しないイベント166件を選別した。

その後、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」、「基本的対処方針に基づく催物の開催制限・施設の使用制限等に係る留意事項等について」や県の方針を準拠とし、「業種別ガイドライン」を遵守しつつイベント等を開催した。

カ 来庁者への対応

市役所の混雑を緩和し「密」回避のため、市ホームページや市公式LINEを通じて、来庁せずに済む電子申請可能な手続きや、提出物の郵送・インターネットでの提出を周知・要請した。

市ホームページに公開した来庁せずに済む手続き

住民票・戸籍関係	国民健康保険関係	犬の登録関係
税関係	介護保険関係	情報公開・個人情報保護関係
母子保健関係	高齢者福祉関係	住居表示関係
こども関係	生活援助関係	消防法令に係る予防関係届出書類等の郵送による受付
医療費助成関係	環境・ごみ関係	その他(市政への御意見・御提案等)

## (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる鎌倉市職員の対応について

新型コロナウイルス感染症に感染の疑いがある職員の対応及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応を定め、職員の取るべき対応の基準を明らかにして対応の斉一化を図るとともに、庁内における無用な混乱発生を防止した。

### ア 新型コロナウイルス感染症に感染の疑いがある職員の対応

新型コロナウイルス感染症に感染の疑いがある職員及び当該職員の所属の対応について定めた。

### イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応

時差勤務、在宅勤務(テレワーク)、勤務不要日の振替勤務、特別休暇の適用についての具体的な実施要領や注意事項のほか、夏季特別休暇の取得期間、通勤手当、特殊勤務手当の特例、ワクチン集団接種会場応援業務に係る管理職員特別勤務手当など、幅広い事柄への対応について定めた。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応で定めた本市の時差勤務のパターンは次のとおり。

時差勤務パターン		
No.	勤務時間	休憩時間
時差勤務A	6：00～14：45	9：30～10：30
時差勤務B	7：00～15：45	10：30～11：30
時差勤務C	7：30～16：15	11：00～12：00
時差勤務D	8：00～16：45	11：30～12：30
時差勤務E	9：00～17：45	12：30～13：30
時差勤務F	9：30～18：15	13：00～14：00
時差勤務G	11：00～19：45	14：30～15：30
時差勤務H	13：00～21：45	16：30～17：30

### ウ 職員全体への対応

#### (ア) 部長等による注意喚起や職員メールによる周知・啓発

部長等から所属職員に対し休日前の週末を原則として、感染防止に関する事項や本市職員として守るべき行動について注意喚起するとともに、同様の内容を職員メールで発信し周知・啓発を図った。

#### (イ) 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)活用の推奨

新型コロナウイルス感染症感染者と接触した可能性について通知を受けることができる新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)の活用を

推奨し、感染拡大の防止に努めた。

### (3) 勤務体制縮小

#### ア 職員感染に伴う勤務体制縮小

職員の感染に伴い、感染防止のため令和2年3月3日(火)～6日(金)まで業務の一部を縮小する勤務体制とした。

令和2年3月2日(月)の夜には、本庁舎・分庁舎・教育委員会庁舎の消毒を行った。



#### イ 緊急事態宣言期間中の勤務体制縮小

感染リスクを最小限に抑えるため、令和2年4月27日(月)～5月31日(日)までの平日の勤務を3分の1程度に縮小した。

### (4) 事務事業の見直し

新型コロナウイルス感染症による実体経済の急激な悪化を受け、令和2年5月、令和3年度に向けた大規模な事務事業の見直しに着手した。

事業見直しにあたり、

- ①目標とするまちの姿に必要な取組みか
- ②危機下において実施する必要性はあるか
- ③他事業との統合等効率化の可能性はあるか
- ④事業水準の精査

の観点から、事業そのものを見直すもの(不要、不急、効率化可能)、事業の水準を見直すもの、現行どおり又は縮少するものに仕分けした。

### (5) 予算編成

#### ア 令和3年度

予算編成に向けた財政収支の見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響から悪化し、一般財源は約19.5億円不足する見込みとなった。

このような厳しい財政状況を踏まえ、

- ①さらなる事務事業見直しを行う
- ②重点事業についてさらなる精査を行う
- ③創意工夫を取り入れる

をメインポリシー(基本方針の3本柱)として、予算編成した。

## イ 令和4年度

新型コロナウイルス感染症拡大や、その影響が本市の財政運営にどの程度影響を及ぼすか見通せない中、令和3年度と同様、一般財源は約19.5億円不足する見込みとなった。

引続き厳しい財政状況を踏まえ、

①コロナ禍でも基本構想に掲げる将来像を着実に実現するための

- ・精査した重点事業の予算計上
- ・行政評価を反映した予算計上

②持続可能で強固な財政基盤の堅持のための

- ・配賦枠の厳守

をメインポリシーとして、予算編成した。

## (6) 広報

市民・事業者等に対し様々な媒体を活用し、また各媒体の特性を活かして基本的感染防止対策や国・県からの要請、ワクチン接種等に関する情報を継続的に提供した。

### ア ホームページ

新型コロナウイルス感染症に関する情報発信に特化した、「新型コロナウイルス対策特設サイト」、「新型コロナウイルス感染症について」、「新型コロナウイルスワクチン接種特設サイト」の3サイトを整備し、継続的に情報を発信するとともに、「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」の発出時・発出間、解除時等に市長メッセージを発信し、市民・事業者等への各種要請への協力や基本的感染防止対策の実践をお願いした。

また、本市の日々の感染者数など各所管からの発表やお知らせは、それぞれの所管のページ内において、随時情報提供した。

## (ア) 新型コロナウイルス感染症関連サイト

### 新型コロナウイルス 対策特設サイト

本市が実施する「市民の皆さんのいのち、暮らしをまもる」、「市内事業者を全力支援し、経済をまもる」、「鎌倉のみらい、子どもたちをまもる」取り組みをまとめ、コロナ禍に打ち勝つために必要な幅広い情報を提供した。

### 新型コロナウイルス 感染症について

日々の新型コロナウイルス感染症患者数や発熱時の行動フロー、新型コロナウイルス感染症の後遺症についてなど、保健衛生の観点からの情報を継続的に提供した。

### 新型コロナウイルス ワクチン接種特設サイト

ワクチンに関する情報やワクチン接種に関するQ&A、接種会場の情報等のワクチン接種に関する様々な情報を提供するとともに、ワクチン接種予約機能を搭載し、円滑なワクチン接種実施に寄与している。

## (イ) 市長メッセージ

緊急事態宣言発出時や感染拡大時等の重要なタイミングにおいて、感染防止対策の徹底や外出自粛のお願いなどについて、市長からのメッセージを29回に亘り発信した。

## イ 広報かまくら

市内の幅広い年齢層の住民に対し、情報を活字で分かりやすく提供できる広報紙の特性を活かし、感染拡大防止の呼びかけや、ワクチン接種に関する重要なお知らせについて情報提供した。

## (ア) 特別号・臨時号

新型コロナウイルス感染症拡大初期の令和2年3月特別号では、市長や鎌倉市医師会長からのメッセージを掲載するとともに、公式情報に基づく落ち着いた行動の重要性や、手洗いやマスク着用などの感染防止対策を周知した。

さらに、ワクチン接種開始時期の令和3年5月1日臨時号では、接種スケジュールや会場などの基本情報に加え、予約方法などについて詳しく記し、スムーズなワクチン接種を促進した。



(イ) 表紙面特集

新型コロナウイルス感染症拡大初期の段階においては、感染経路や感染後の症状が明らかになっていない状況であったため、適切な感染拡大防止策を取りつつ日常生活を送るために必要な情報などを、表紙面による特集を組んで周知した。

- ・ 令和2年3月15日号
- ・ 令和2年5月1日号
- ・ 令和2年6月1日号
- ・ 令和2年6月15日号
- ・ 令和2年7月1日号
- ・ 令和3年6月15日号

(ウ) 緊急版特集

1回目と2回目の緊急事態宣言発出時において、緊急事態宣言の内容や目的、感染拡大防止のために市民や事業者に協力を要請する事項や、市の取り組みなどをまとめ、緊急版特集として周知した。

- ・ 令和2年4月15日号(12面)
- ・ 令和3年2月1日号(12面)

ウ SNS

スマートフォンなどを通じて、知りたい情報をいつでも手軽に得られるSNSの特性を活かし、新型コロナウイルス対策情報Facebookを立ち上げたほか、LINE、

Twitter（現X）により、緊急事態宣言発出・解除等の即時性の高い情報を提供した。

## エ 記者発表

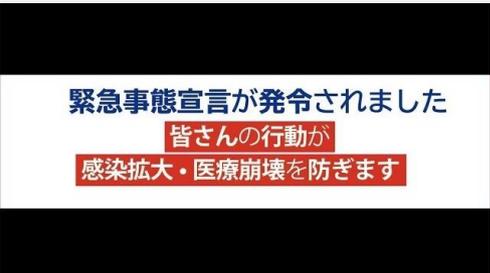
感染拡大防止に係る本市の対応、公共施設の開館状況、職員の感染やワクチン接種に関する情報等、重要度の高い情報を記者発表し、メディアの情報発信力を活用して多く市民や事業者に、本市の取組みへの理解と協力を求めた。

## オ 市長動画メッセージ

感染防止の徹底や緊急事態宣言発出に伴う外出自粛のお願い、ワクチン接種などについて動画メッセージを作成し、市長が周知した。

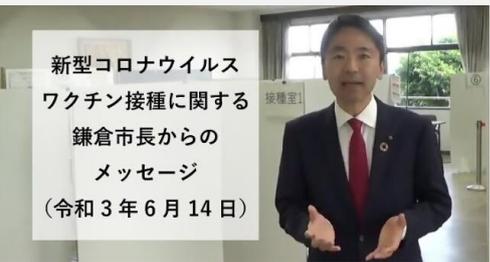


鎌倉市松尾崇市長からの動画メッセージ  
<https://www.youtube.com/watch?v=xwry79aQHHU>



緊急事態宣言が発令されました  
皆さんの行動が  
感染拡大・医療崩壊を防ぎます

鎌倉市松尾崇市長からの動画メッセージ  
(令和2年4月8日(水))  
[https://www.youtube.com/watch?v=684bXavZn\\_I](https://www.youtube.com/watch?v=684bXavZn_I)



新型コロナウイルス  
ワクチン接種に関する  
鎌倉市長からの  
メッセージ  
(令和3年6月14日)

新型コロナウイルスワクチン接種に関する  
市長メッセージ(令和3年6月14日(月))  
<https://www.youtube.com/watch?v=n3qTThdyzDk>

## カ 防災行政用無線放送

防災情報や行政情報を直接かつ同時に伝える防災行政用無線放送の特性を活かし、市民等への不要不急の外出自粛や観光客への鎌倉市来訪自粛等、感染防止対策への協力をお願いする内容を放送した。

防災行政用無線放送は23回放送し、うち9回は市長が直接肉声で市民等への

協力を求める放送とした。

《市長による放送》（令和3年5月3日(月)）

- ・こちらは、防災かまくらです。
- ・鎌倉市長の松尾崇です。
- ・市民のみなさま外出自粛のご協力ありがとうございます。
- ・みなさんの命を守るため、また医療崩壊を防ぐため外出の自粛をお願いします。

#### キ 防災・安全情報メール

安全安心に関する情報を配信する防災・安全情報メール配信サービスを活用し、「緊急事態宣言」発出の際など新型コロナウイルス拡大期に合わせて、新型コロナウイルス拡大への注意喚起、感染防止対策の徹底、国県の各種要請への協力のお願いや、新型コロナウイルスワクチン接種開始以降はワクチン接種に関する情報など、29回にわたり防災・安全情報メールを配信した。

#### ク 市政情報番組

J:com湘南・神奈川に委託し、制作・放送している「鎌倉市からののお知らせ」で新型コロナウイルスワクチン接種について放送するほか、YouTubeに配信し市ホームページに掲載した。

##### (ア) 令和2年

- ・ 5月1日(金)～15日(金)

##### (イ) 令和3年

- ・ 3月16日(火)～31日(水)
- ・ 5月1日(土)～15日(土)
- ・ 6月16日(水)～30日(水)

##### (ウ) 令和4年

- ・ 2月1日(火)～15日(火)
- ・ 3月16日(水)～31日(木)
- ・ 6月16日(木)～30日(木)
- ・ 10月16日(日)～31日(月)

#### ケ 市内巡回

「まん延防止等重点措置」期間中の令和3年5月1日(土)及び5月3日(月)の両日、市長による小町通り(5/1)及び御成通りから由比ガ浜通り(5/3)の巡回を行い、飲食店を中心に市長が直接「食べ歩きはしないようお客様に呼びかけてく

ださい」と声かけするとともに、酒類提供停止の状況を確認した。



市長による市内巡回の様子

## (7) 市議会常任委員会対応

市議会各常任委員会において、各部所掌の新型コロナウイルス感染症への取組みについて報告し、委員各位の様々な視点からの質問に対して丁寧に答弁し、理解と協力を求めた。

委員各位からの意見の中で取組みに反映できる内容は積極的に反映し、取組みの充実を図った。

また、市民有志からの各種請願・陳情についても、本市の考え方を明確に説明し理解を求めた。

なお、令和5年6月定例会市民環境常任委員会において、鎌倉市新型コロナウイルス対策本部廃止を報告し、了承を得た。

### 報告事項

区分		報告事項
令和2年2月	総務常任委員会	・新型コロナウイルスに係る対応状況について (危機管理課)
令和2年6月	教育こどもみらい 常任委員会	・新型コロナウイルス対策に係る子ども施設の 取組状況について (こども支援課) ・新型コロナウイルス対策の取組状況について (教育総務課)
	観光厚生常任委員会	・新型コロナウイルス感染症に対する中小企業 支援について (商工課) ・特別定額給付金について (特別定額給付金担当) ・新型コロナウイルス感染症対策について (市民健康課)

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免について (高齢者いきいき課)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料の減免について (保険年金課)</li> </ul>
	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに係る対応状況について (危機管理課)</li> </ul>
令和2年9月	観光厚生常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別定額給付金の実施状況について (特別定額給付金担当)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策について (市民健康課)</li> </ul>
	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに係る対応状況について (危機管理課)</li> </ul>
令和2年12月	観光厚生常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉応援買い物・飲食電子商品券「縁むすびカード」事業について (商工課)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策について (市民健康課)</li> </ul>
	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに係る対応状況について (危機管理課)</li> </ul>
令和3年2月	観光厚生常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鎌倉応援買い物・飲食電子商品券「縁むすびカード」事業について (商工課)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策について (市民健康課)</li> </ul>
	総務常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに係る対応状況について (危機管理課)</li> </ul>
令和3年6月	教育福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍における生活困窮者に対する食料支援等について (生活福祉課)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)</li> </ul>
	市民環境常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに係る対応状況について (総合防災課)</li> </ul>
令和3年9月	教育福祉常任委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)</li> </ul>

	市民環境常任委員会	・新型コロナウイルスに係る対応状況について (総合防災課)
令和3年12月	教育福祉常任委員会	・新型コロナウイルス感染症対策について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)
	市民環境常任委員会	・新型コロナウイルスに係る対応状況について (総合防災課)
令和4年2月	教育福祉常任委員会	・新型コロナウイルス感染症対策について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)
	市民環境常任委員会	・新型コロナウイルスに係る対応状況について (総合防災課)
令和4年6月	教育福祉常任委員会	・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間の延長について (生活福祉課) ・新型コロナウイルス感染症対策について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)
	市民環境常任委員会	・新型コロナウイルスに係る対応状況について (総合防災課) ・令和4年度の海水浴場について (観光課)
令和4年9月	教育福祉常任委員会	・新型コロナウイルス感染症対策について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)
	市民環境常任委員会	・鎌倉応援キャッシュレスその場で割引キャンペーンの進捗状況について (商工課) ・新型コロナウイルスに係る対応状況について (総合防災課) ・令和4年度海水浴場の開設結果について (観光課)
令和4年12月	教育福祉常任委員会	・新型コロナウイルス感染症対策について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)
令和5年2月	教育福祉常任委員会	・新型コロナウイルス感染症対策について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)
令和5年6月	教育福祉常任委員会	・新型コロナウイルスワクチン接種について (新型コロナウイルスワクチン接種担当)
	市民環境常任委員会	・令和4年度鎌倉応援キャッシュレス「その場で割引」キャンペーンの結果について (商工課) ・新型コロナウイルスに係る対応状況について (総合防災課)

## 1 国・県の支援

### (1) 個人・世帯向け給付金等

#### ア 特別定額給付金

緊急事態宣言の下、人々が連帯して一致団結し見えざる敵との闘いという国難を克服するため、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計を支援するため、特別定額給付金を支給した。

##### 《対象》

- ・ 基準日(令和2年4月27日)に外国人を含む住民基本台帳に記録されている者
- ・ 受給権者は、その者が属する世帯の世帯主

##### 《給付額》

- ・ 対象者1人につき10万円

##### 《実績》

- ・ 給付世帯数：8万2,859世帯
- ・ 給付人数：17万6,395人
- ・ 総給付額：176億3,950万円
- ・ 給付率：99.3%(対象世帯に対する給付率)

#### イ ひとり親世帯臨時特別給付金

子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより、特に大きな困難が心身等に生じている子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対し、臨時・特別的な給付金を支給した。

##### 《対象》

- ・ 令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ・ 公的年金給付等を受給し、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される者
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者

##### 《給付額》

- ・ 基本給付  
1世帯：5万円、第2子以降ひとりにつき：3万円

- ・追加給付  
1世帯：5万円

《実績》

- ・給付人数：1,584人
- ・総給付額：9,433万円

## ウ 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

コロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、簡単な手続きで給付金を支給した。

《対象》

令和3年12月10日(金)時点で鎌倉市に住民票がある次のいずれかの世帯

- ・令和3年度分の市民税均等割が非課税である世帯
- ・令和3年1月以降、家計が急変した世帯

《給付額》

- ・1世帯につき10万円

《実績》

- ・給付件数：1万5,581世帯
- ・総給付額：15億5,810万円

## エ 子育て世帯等臨時特別給付金

### (ア) 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

小学校の臨時休業等により影響を受けた子育て世帯を支援する取組みのひとつとして、児童手当受給世帯に臨時・特別の一時金として支給した。

《対象》

- ・対象児童に係る令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者

《給付額》

- ・対象者1人につき1万円

《実績》

- ・給付件数：15,765人
- ・総給付額：1億5,765万円

### (イ) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として、子育て世帯に対し、臨時・特別の給付金を一時金として支給した。

《対象》

- ・令和3年9月分の児童手当の支給対象児童
- ・令和3年9月30日(木)時点で高校生等の児童(保護者の所得が児童手当の所得制限内)

《給付額》

- ・対象者1人につき10万円
- ※本市は、5万円分をクーポン給付ではなく現金一括給付とした。

《実績》

- ・給付件数：17,967人
- ・総支給額：17億9,670万円

(ウ) 令和4年度子育て世帯への臨時特別給付金

「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」において、真に生活に困っている者への支援措置の強化として、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対し、課税情報を活用したプッシュ型給付により、臨時・特別の給付金を一時金として支給した。

《対象》

- ・令和3年9月分の児童手当の支給対象児童
- ・令和3年9月30日の翌日以後令和4年3月31日までに出生した児童の父母等若しくは新生児が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者
- ・基準日において15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であって18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育する者
- ・基準日において高校生等が委託されている里親等又は高校生等が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者

《給付額》

- ・対象者1人につき10万円

《実績》

- ・給付件数：44人
- ・総給付額：440万円

オ 子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、物価高騰等の影響に直面している子育て世帯の生活支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を一時金として支給した。

《対象》

令和4年3月31日(木)時点で18歳未満の児童を養育し

- ・ 令和4年度の住民税が非課税の世帯
- ・ 令和4年1月1日(土)以降の収入が急変し、非課税相当の収入となった世帯

《給付額》

- ・ 対象者1人につき5万円

《実績》

- ・ 給付件数：2,150人
- ・ 総給付額：1億750万円

#### カ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

「令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用について」に基づき、令和4年度非課税世帯に対し、プッシュ型給付として支給した。

《対象》

令和4年9月30日(金)時点で鎌倉市に住民票がある下記いずれかの世帯

- ・ 令和4年度分の市民税均等割が非課税である世帯
- ・ 令和4年1月以降、家計が急変した世帯

《給付額》

- ・ 1世帯につき5万円

《実績》

- ・ 給付世帯数：1万5,835世帯
- ・ 総給付額：7億9,175万円

#### キ 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民年金保険料の免除・猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者を対象に、申請に基づき国民年金保険料を免除又は猶予した。

《対象》

- ・ 令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者
- ・ 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる者

《減免の対象》

- ・ 令和2年2月分以降の国民年金保険料

## ク 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者を対象に、申請に基づき介護保険料を減免した。

### 《対象》

- ・ 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った65歳以上の者(第1号被保険者) 等

### 《減免の対象》

- ・ 令和2年2月1日(土)～令和3年3月31日(水)までの間に納期限が到来する保険料

### 《減免額》

- ・ 減免対象保険料の全額

## ケ 高齢者インフルエンザ予防接種無料化のための補助

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、季節性インフルエンザの流行を抑えることで医療機関の負担軽減を図るため、県内市町村に対し高齢者のインフルエンザ予防接種無料化のための補助金を交付した。

### 《無料化対象》

- ・ 65歳以上の者
- ・ 60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器・免疫の機能に障害があり、身体障害者1級程度を持っている者

### 《補助額》

- ・ 1人あたり2,300円

### 《その他》

- ・ 残余は市町村が負担

### 《期間》(鎌倉市の場合)

- ・ 令和2年10月1日(木)～令和3年1月31日(日)

## (2) 事業者向け給付金等

### ア 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して事業の継続を支え、再起の糧となる給付金を支給した。

### 《対象》

- ・ 農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種の法人及

#### び個人

##### 《支給額》

- ・ 中堅、中小企業、小規模事業者：上限200万円
- ・ フリーランスを含む個人事業者：上限100万円

##### 《支給要件》

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者
- ・ 令和元年(平成31年)以前から事業による事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 など

### イ 雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、雇用の維持を図るための休業、教育訓練、出向に要した費用を支給した。

##### 《対象》

- ・ 雇用保険適用事業主

##### 《支給額》

- ・ 休業：事業主が支払った休業手当負担額
- ・ 教育訓練：賃金負担額の相当額に助成率を乗じた額

##### 《支給期間》

- ・ 休業、教育訓練：その初日から1年の間に最大100日分、3年の間に最大150日分
- ・ 出向：最長1年

##### 《支給要件》

- ・ 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少 など

### ウ 家賃支援給付金

緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給した。

##### 《対象》

- ・ 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者

##### 《支給額》

- ・ 法人：最大600万円
- ・ 個人事業者：最大300万円 を一括支給

《支給要件》

- ・自らの事業のために占有する土地・建物の賃料支払い など

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県の各種要請に全面的に協力する飲食事業者等の店舗を対象として協力金を支給した。

本事業は、第1弾から第18弾まで実施された。

《対象》

- ・県の休業要請や時短要請に協力し、自主的に休業や夜間営業時間の短縮に協力した中小企業及び個人事業主

《支給額》

- ・「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」による休業要請や時短要請の程度により変化

《支給額(一例)》

【第7弾】「緊急事態宣言」期間

- ・時短要請内容  
令和3年3月8日(月)～3月21日(日)の14日間  
20時までの時短要請(酒類提供は19時まで)
- ・1店舗あたりの受給額  
1日6万円×14日間=84万円

【第11弾】「まん延防止等重点措置」期間

- ・時短要請内容  
令和3年6月1日(火)～6月20日(日)の20日間  
20時までの時短要請(酒類提供終日停止)
- ・1店舗あたりの受給額  
〈中小企業〉売上高方式  
前(々)年の売上高×0.4(下限3万円/日、上限10万円/日)  
〈大企業〉売上高減少額方式(中小企業も選択可)  
売上高減少額×0.4(下限なし、上限20万円/日)

オ 新型コロナウイルス感染症対策補助金(保育対策総合支援事業費補助金の保育環境改善等事業、子ども・子育て支援交付金の新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

新型コロナウイルス感染症への対策を徹底しつつ、保育の提供等の継続に尽力している保育所等の職員に対する支援として、職員に対する手当等の支給などのかかり増し経費や、備品等を購入する際に必要となる経費へ補助金を交付した。

(ア) 保育環境改善等事業

《対象》

- ・ 認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育所、認可外保育施設

《補助基準額》

- ・ 認可保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育所  
1 施設あたり  
定員19人以下：300,000円  
定員20人以上59人以下：400,000円  
定員60人以上：500,000円
- ・ 認可外保育施設  
1 施設あたり 500,000円

(イ) 子ども・子育て支援交付金交付事業

《対象》

- ・ 延長保育事業を行う保育所等、一時預かり事業を行う保育所等

《補助基準額》

- ・ 延長保育事業を行う保育所等  
1 施設あたり  
定員19人以下：150,000円  
定員20人以上59人以下：200,000円  
定員60人以上：250,000円
- ・ 一時預かり事業を行う保育所等  
1 施設あたり 300,000円

カ 感染対策防止を目的としたマスクの配布

国（厚生労働省）、神奈川県が購入したマスクを市内保育所等へ配布した。

《対象》

- ・ 保育所、認定こども園、地域型保育事業所

《配布園数》

- ・ 36園

《配布枚数》

- ・ 国購入分：計69,000枚、県購入分：計2,600枚

《配布期間》

- ・ 国購入分：令和2年5月～令和4年3月
- ・ 県購入分：令和2年5月～令和2年9月

### (3) 自治体向け交付金(新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付を受け、災害備蓄用パーティションやスポットクーラー、消毒用アルコール等消耗品購入のほか、自宅療養者向け食料配送支援事業、ワクチンを接種する高齢者及び障害者へのタクシー利用料金の助成事業等、様々な事業推進のために活用した。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業(対策)の一覧は、データ資料内に整理する。

## 2 市の対応策

市が行った対応策は、多種多様、かつ広範多岐にわたることから、本項では主要な対応策を記載する。

### (1) 市民の皆さんのいのち、暮らしをまもる

#### ア クラスター防止

##### (ア) マスク配布

妊婦や公共施設内等での感染防止のため、本市が備蓄していたマスクを配布した。

#### マスク配布実績

配布先	配布年月	配布枚数
公立保育所	令和2年2月	150枚
こどもみらい部	令和2年3月	3,000枚
市民健康課(妊婦用)	令和2年3月	1,500枚
青少年課	令和2年4月	300枚
こども支援課	令和2年5月	1,900枚
保育課	令和2年5月	2,100枚
青少年課	令和2年5月	700枚
発達支援室	令和2年5月	150枚
教育部 (小学校保健室にて保管、児童へ配布)	令和2年5月	2,500枚
医師会	令和2年5月	2,650枚
市民税課	令和4年2月	50枚
大河ドラマ担当	令和4年2月	150枚
深沢支所	令和4年2月	250枚
玉縄支所	令和4年2月	250枚
保育課	令和4年2月	2,500枚
福祉総務課	令和4年2月	150枚
市民健康課	令和4年2月	20枚
保険年金課	令和4年2月	150枚
議会総務課	令和4年2月	50枚
学習センター	令和4年2月	300枚
消防本部	令和4年2月	5,000枚
文化課	令和4年7月	150枚
地域共生課	令和4年7月	150枚
市民課	令和4年7月	100枚
深沢支所	令和4年7月	150枚

福祉総務課	令和4年7月	150枚
生活福祉課	令和4年7月	300枚
笛田リサイクルセンター	令和4年7月	150枚
文化財課	令和4年7月	200枚

(1) ポスター等制作・掲示による啓発

【人権への配慮】

感染者やその家族、海外から帰国した人や外国人、感染者が利用した店舗や施設、医療関係者などに対して、誹謗中傷や差別、心ない言動の広がりが顕在化し始めていた時期に、お互いを思いやる共生の心を持ち、一人ひとりが、自分自身や大切な家族、友人がこのような被害に会ったことを考えた行動の実践を啓発するポスターを制作・掲示した。(令和2年8月)



【基本的感染防止対策】

マスク着用などの感染対策を講じて鎌倉観光を楽しんでもらうため、本市出身のイラストレーター横山寛多氏の協力を得てポスターを制作し、鎌倉駅構内を始め市内各所に掲示した。(令和2年9月)



### 【啓発用マグネットシート】

業務で市内を走行する市役所車両の側面にマグネットシートを貼付し、市民及び観光客を対象として県外への移動自粛、本市への来訪自粛を促した。(令和3年9月)



### 【黙食への協力】

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症再拡大防止措置として、飲食時の黙食の協力を促すためのポスターを制作し、市内の飲食店に配付し協力をお願いした。(令和3年10月)



### (ウ) 次亜塩素酸水配布

消毒用アルコールの需要急増に伴う供給不足により入手困難となった消毒用アルコール不足を補うため、令和2年5月27日(水)から約2か月間、除菌に使用される次亜塩素酸水を市役所内で生成し、市民や事業者へ配布した。



## イ 鎌倉スマイルフードプロジェクト

コロナ禍で生活に影響を受けている人に、市内事業者等の支援を受けて食料支援を行い、さらに各種相談を受けることにより支援につなげるため、食料の配布及び出張相談会を実施した。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類相当から5類に移行したことから、プロジェクトの目的を「物価の高騰など様々な要因から生活にお困りの多くの人に食料などを配布する」にあらためた。



プロジェクト案内ポスター

配布した食料(一例)

## 鎌倉スマイルフードプロジェクト実績

回	年月日(曜)	場所	来訪世帯数
0	令和3年1月末	大船行政センター	108
1	3月14日(日)	深沢行政センター	95
2	4月17日(土)	腰越行政センター	87
3	5月22日(土)	玉縄行政センター	78
4	8月28日(土)	福祉センター	55
5	11月23日(火)	ホテルメトロポリタン鎌倉	70
6	12月26日(日)	第3分庁舎 講堂	41
7	令和4年3月19日(土)	第3分庁舎 講堂	85
8	4月16日(土)	大船行政センター	62
9	5月21日(土)	腰越行政センター	83
10	6月18日(土)	深沢行政センター	92
11	7月16日(土)	福祉センター	56
12	8月20日(土)	玉縄行政センター	81
13	9月17日(土)	大船行政センター	97
14	10月15日(土)	深沢行政センター	115
15	11月19日(土)	腰越行政センター	106

16	12月17日(土)	玉縄行政センター	99
17	令和5年1月21日(土)	大船行政センター	121
18	2月18日(土)	腰越行政センター	101
19	3月18日(土)	福祉センター	71
20	4月22日(土)	深沢行政センター	115
21	5月27日(土)	玉縄行政センター	102
22	6月24日(土)	腰越行政センター	107

## ウ 市役所での対応

### (ア) 市役所窓口の待ち人数の案内

待ち時間の短縮や3密回避による感染拡大防止を図るため、窓口で手続きを待つ来庁者が、待ち人数を一目で確認できるモニターを本庁舎1階ロビー待合所に設置した。

また、自宅や外出先でもパソコン、スマートフォン等で窓口待ち人数がリアルタイムで確認できる「待合状況公開システム」を導入した。



本庁舎ロビーに設置したモニター

### (イ) 市役所内での感染防止対策

職員のマスク着用や庁舎入口等への手指消毒用アルコール・A I 検温器の配置、飛沫防止用アクリル板の設置など、感染防止のための各種対策を講じた。

また、定時の一斉放送を合図に、1日3回、庁舎内の換気、共用デスク、電話やドアノブ等をアルコール消毒(アルコール不足の時期は次亜塩素酸水消毒)し、市役所内での感染防止に努めた。

#### 《一斉放送期間》

- ・令和2年4月13日(月)～令和5年5月2日(火)

#### 《時間(平日)》

- ・1回目：10：00
- ・2回目：13：30
- ・3回目：15：30

#### 《放送文》

- ・職員へお知らせします。
- ・只今から感染予防のため、各執務室の共用デスク等の消毒をしてください。
- ・併せて換気も行いましょう。

(ウ) 臨時コールセンターの開設

観光客や初詣客等で人の移動が活発になり感染拡大の可能性が高くなる  
とされる大型連休や年末年始期間は、市民からの問い合わせに対応できるよ  
う臨時のコールセンターを開設し、市民の不安軽減に努めた。

(I) PCR集合検査場開設

医療機関の負担軽減及び地域の検査体制の強化を図るため、公益社団法人  
鎌倉市医師会と協定を結び、PCR検査が必要と判断された者の検査を実施  
するPCR集合検査場を設置した。

《開設期間》

- ・令和2年6月1日(月)から令和2年8月31日(月)まで  
→令和3年3月末まで延長→令和3年3月13日で終了  
※感染者数減少及び検査を行う医療機関等が増えたため

《開設日時》

- ・平日午後7時30分から午後9時30分まで(完全予約制)  
→9月から検査体制強化のため土曜日も開設

《人員体制》

- ・医師1名、看護師1名、事務1名(医師会)、誘導3名(健康福祉部職員)

《実績》

- ・令和2年(計：669人)  
6月：47人、7月：96人、8月：117人、9月：146人、10月：93人、  
11月：77人、12月：93人
- ・令和3年(計：90人)  
1月：64人、2月：24人、3月：2人

エ 観光客への対応

(ア) 鎌倉花火大会

関係者の安全や観覧者が安心して楽しむことができる花火大会の開催は  
難しいとの判断から、令和2年度から令和4年度の3年連続で開催を中止し  
た。

(イ) 海水浴場

【令和2年】

県の「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガ  
イドライン」に示される感染防止対策について検討した結果、海水浴場開  
設は困難と判断し、海水浴場は開設せず安全対策を講じた。

安全対策の内容は次のとおり。

- ・ライフガードを配置し海岸を監視
- ・警備員を配置し来訪者へ注意喚起
- ・来訪者への注意喚起看板設置



来訪者への注意喚起看板

看板を設置した様子

### 【令和3年】

県の「海水浴場等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策ガイドライン」に示される感染防止対策は実現可能なものであったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束する見通しが立たない状況の中、開設は難しいとの結論に至り、令和2年と同様に海水浴場は開設せず安全対策を講じた。

安全対策の内容は次のとおり。

- ・ライフガード、監視所を配置し海岸を監視
- ・警備員を配置し来訪者へ注意喚起
- ・来訪者への注意喚起看板設置

### 【令和4年】

3年ぶりに3海水浴場を開設した。海水浴場開設にあたり次の方針を定めた。

- ・海の家への感染予防策を徹底するとともに、万一、新型コロナウイルス感染症が拡大した場合には、神奈川県への要請に協力し要請内容を遵守
- ・神奈川県から休場要請があった場合、速やかに休場

### (ウ) 鎌倉まつり

#### 【令和2年(第62回)】

市内外から訪れる観覧者並びに参加者の安全確保と感染拡大防止のため中止した。

【令和3年(第63回)、令和4年(第64回)】  
「静の舞」をオンラインで配信した。

(I) 鎌倉薪能

【令和2年(第62回)】

無観客で開催、薪能はオンラインで配信した。

【令和3年(第63回)、令和4年(第64回)】

協賛者など一部の招待者のみで開催、薪能はオンラインで配信した。

(オ) 大河ドラマ館

本市を舞台とした日本放送協会(NHK)による大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送に合わせ、令和4年3月1日(火)から令和5年1月9日(月)までの間、大河ドラマ館を開設した。

令和4年1月下旬に神奈川県下に「まん延防止等重点措置」が発出されたことなどから、大河ドラマ館開館にあたり、新型コロナウイルス感染症対策のため、インターネット上で日時指定(日時予約)及び決済購入ができる販売システムの導入や館内での非接触型パネル(デジタルサイネージ)の展示を行った。

また、来場者やスタッフに対し、検温、マスク着用、手指消毒、ソーシャルディスタンスの確保などの基本的感染防止対策の徹底を周知し、協力を求めた。



オ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への対応

令和3年6月29日(火)に予定された東京2020オリンピック聖火リレーの市内公道走行は、新型コロナウイルス感染症拡大のため神奈川県が中止を判断した。

その後も感染拡大が続いたことから、令和3年8月14日(土)に有観客で行う予定であった、大船観音寺での東京2020パラリンピック聖火フェスティバル鎌倉市採火式は、無観客で実施した。



鎌倉市採火式

## カ 自宅療養者等への対応

### (ア) 自宅療養者等への食料配送支援

新型コロナウイルス感染症による自宅療養者及び濃厚接触者で、近隣に生活を支援できる親族がいない者へ食料の配送支援を行った。

自宅療養者については神奈川県配食サービスが開始される(4日目から)までの支援を想定した。

濃厚接触者は県の配食サービスの対象外のため、その者にも支援した。

#### 《対象》

市内に居住し、次の事項に該当する希望者

- ・保健所から自宅療養を指示され、神奈川県配食サービスを申し込んだ陽性者又は自宅待機を指示された濃厚接触者
- ・指示された自宅療養等の期間において、親族等から支援を受けることが困難な者

#### 《開始日》

- ・令和3年8月25日(水)

#### 《内容》

- ・支援用の食料セット(1日あたり3食相当分のレトルト食品)

#### 《期間》

- ・自宅療養者：3日間(県の配食サービスが開始されるまでの期間)
- ・濃厚接触者：14日間程度(自宅待機期間、県の配食サービス対象外のため)

#### 《実績》

- ・令和3年度：129人(43世帯)
- ・令和4年度：102人(44世帯)

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(イ) 新型コロナウイルス感染症陽性者搬送

鎌倉市休日夜間急患診療所や市内の医療機関において、新型コロナウイルス感染症の抗原検査で陽性となった場合に、自宅への搬送や、その後のPCR検査実施医療機関へ向かう際の市民の搬送及び自宅療養となった市民で医療機関でのCT等を受検する場合の搬送等において、発生する運賃を負担した。

《対象》

- ・PCR検査等で陽性が確定した者
- ・自宅療養している陽性者で、医師が検査等必要と判断した者

《実績》

- ・令和3年度：34件
- ・令和4年度：172件

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(ウ) 新型コロナウイルス抗原定性検査キットの無料配布

重症化リスクが高い高齢者や乳児、有基礎疾患患者、妊婦が受診しやすい環境を整えるため、重症化リスクが低いと考えられる有症状者等に抗原定性検査キットを配布し、医療機関の診断を待たずに自ら療養を始めることができる自主療養届出制度の利用を促進した。

《対象》

鎌倉市に住民票があり、

- ・2歳から39歳で発熱等の症状がある者もしくは濃厚接触の疑いがある者
- ・基礎疾患がない40歳から64歳で発熱等の症状がある者もしくは濃厚接触の疑いがある者

※妊娠している者は除く

《期間》

- ・令和4年8月16日(火)から8月25日(木)まで

《配布数》

- ・約4,000セット(4,000回分)
- ・1人あたり2セット、申請は1人1回まで

《実績》

- ・配布件数：828件(2,031人分(4,062キット))

## (I) 保育所等PCR検査等補助金

保育所等に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等を速やかに受検できる体制を整えるために、保育所等が必要とする経費等へ補助金を交付した。

### 《対象》

保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、企業主導型保育事業(地域枠を設定している事業に限る)、認可外保育施設に勤務する保育士、事務職員、調理員、清掃員など

### 《補助基準額》

- ・ 保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、企業主導型保育事業  
1 施設あたり  
定員25人未満：846,000円  
定員25人以上50人未満：1,051,000円  
定員50人以上100人未満：1,222,000円  
定員100人以上200人未満：1,933,000円  
定員200人以上：2,104,000円
- ・ 認可外保育施設  
1 施設あたり  
定員6人未満：68,000円  
定員6人以上30人未満：118,000円  
定員30人以上：294,000円

## キ 産婦への対応

新型コロナウイルス感染症の影響で実家に里帰りができなかったり、身内が手伝いに来られなくなったりするなど、必要な支援が受けられない産婦の負担を軽減するため、「産後のお母さん向け配食サービス」を開始し産婦を支援した。また、配食の際、配食事業者から声掛けし、産後の見守りも行った。

### 《対象》

- ・ 市内に在住し令和3年12月1日(水)以降に出産した産後30日以内の者

### 《期間》

- ・ 令和3年12月1日(水)～令和4年3月31日(木)

### 《内容》

- ・ 500円の食券30枚を配布(差額は自己負担)
- ・ 家族も利用可

### 《実績》

- ・ 1,162食分の利用

※令和4年度から感染症対策事業から母子保健事業に位置づけを変更し、事業継続中である。

#### ク 文化芸術活動を行う個人・団体等への対応

文化芸術活動を再開したいがどうすれば良いかわからない、公演やイベントが中止になり収入が減ってしまったなどのコロナ禍における芸術活動について、専門家と連携して相談に応じる「文化芸術活動の支援のための相談窓口」を設置した。

##### 《対象》

・市内在住か市内を活動拠点に文化芸術活動を行う個人・法人・団体・学校

##### 《期間》

・令和2年11月2日(月)～令和3年3月31日(水)まで

##### 《実績》

・相談件数19件 国・県補助金制度や活動場所の紹介を実施

#### ケ 避難所における感染対策

自然災害発生時などに住民の避難先として開設する避難所において、密集した環境下での集団生活等により新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まることから、感染拡大防止対策に万全を期す必要があり、備蓄品の購入や避難可能な施設の確保のための協定を締結した。

##### 《備蓄品購入》

・マスク  
・消毒液  
・非接触型体温計  
・パーティション  
・スポットクーラー 等

##### 《協定締結》

・災害時における避難所用間仕切りシステム等の供給に関する協定  
特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクツ・ネットワーク  
(令和2年10月30日(金))  
・災害時における避難所確保の支援に関する協定  
株式会社相鉄ホテルマネジメント  
(令和3年1月27日(水))

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

## コ 選挙への対応

県知事選挙、市議会議員選挙において、投開票を始め選挙執行のあらゆる場面において感染防止対策を実施した。

### 《事前準備》

- ・期日前投票所開設期間の拡大
- ・選挙事務従事者への係毎の感染防止対策の指導徹底 等

### 《投票所の感染防止対策》

- ・事務従事者の体調管理
- ・事務従事者、投票立会人のマスク着用の徹底 等

### 《開票所の感染防止対策》

- ・開票所入口での検温
- ・開票参観者・記者へのマスク着用の要請 等

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用(市議会議員選挙)

## サ マスク着用が困難な人への配慮

病気や障害などの様々な理由により「マスクの着用が困難」な人たちの事情を周囲に理解してもらう際の一助となるよう、鎌倉市独自のカードを作成し、窓口で配布するとともに、自主作成できるようデータをホームページで公開した。(令和3年8月)



## (2) 市内事業者を全力支援し、経済をまもる

### ア 公共交通事業者への支援(鎌倉市公共交通事業者新型コロナウイルス感染症防止対策支援事業補助金)

新型コロナウイルス感染症拡大の防止に取り組む公共交通事業者への支援として、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に資する物品の購入及び作業に要した経費へ補助金を交付した。

《対象》

- ・市内に営業所を有し市内を運行する路線があるバス事業者
- ・市内に営業所を有し市内を営業区域としているタクシー事業者
- ・保有する鉄道路線の過半数が市内に敷設されている鉄道事業者

《期間》

- ・令和2年4月1日(水)～令和3年3月1日(月)

《補助基準額》

- ・市内営業所で保有する路線バス車両数に20,000円を乗じた額
- ・市内営業所で保有するタクシー車両数に10,000円を乗じた額
- ・保有する旅客用鉄道車両数に10,000円を乗じた額

《実績》

- ・5,050,643円(バス(2者):2,580,000円、タクシー(8者):2,050,643円、鉄道(1者):420,000円)

## イ 中小企業者への支援

### (ア) 中小企業家賃支援補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止によって売上が減少したことにより、鎌倉市内で実施する事業の運営に支障が生じている中小企業者に対して、事業実施に必要な家賃相当額を補助し、事業継続を支援した。

《対象》

- ・令和2年1月1日(水)以前から申請時点に至るまで、市内に本店を登記している法人であること又は令和2年1月1日(水)以前から申請時点に至るまで鎌倉市に住民登録がある個人であること
- ・市内の家屋を賃借して事業を営んでいること
- ・セーフティネット保証5号の指定業種を主たる事業として営んでいる中小企業者であること
- ・令和2年4月の売上高が、前年同月と比較して5%以上減少していること
- ・補助金申請時点で事業を継続していること
- ・期限が到来した市税(納税の猶予の適用を受けている分を除く。)を完納し、かつ、必要な申告義務を完了していること
- ・許可又は認可を必要とする事業について、必要な時期に関係行政庁の許可又は認可を得ていること
- ・その他、法令を遵守していること

《補助額》

- ・2か月分の家賃相当額を交付
- ・交付額上限は対象者区分及び売上高の減少率に応じて決定

《実績》

- ・交付件数：1,515件
- ・総交付額：3億8,267万円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(1) 中小企業融資に係る補助

鎌倉市中小企業融資制度を活用した場合の信用保証料及び融資利子に対する補助について、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、セーフティネット保証4号認定者の上限を引き上げを行うことで、中小企業の事業継続を支援した。

《対象》

- ・セーフティネット保証4号の認定を受けて市の経営安定資金融資を受けた中小企業者

《補助額》

- ・信用保証料の補助  
補助金限度額：10万円→20万円
- ・中小企業融資利子  
利子補給金(2年間)補助率：1/2→10/10

《実績》

- ・現在継続中

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

ウ 応援したい気持ちを形にする

(ア) 飲食店支援クラウドファンディング

市主催で、鎌倉市内の飲食店に対する支援を広く呼びかけるクラウドファンディングを立ち上げ、支援者に支援額と同額の「#鎌倉応援チケット」を送付し、テイクアウト利用や外出自粛後の飲食利用等を促進した。

《対象》

- ・鎌倉市内の飲食店

《期間》

- ・令和2年5月1日(金)から5月17日(日)

《チケット使用期間》

- ・令和2年6月1日(月)から令和3年5月31日(月)

《目標額》

- ・300万円

《実績》

- ・支援者：1,298人
- ・達成額：1,303万円
- ・達成率：434.3%

(イ) みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金

新型コロナウイルス感染症の急速なまん延により地域経済及び市民生活に甚大な影響を及ぼしている状況に鑑み、みんなで支え合いながら困難を克服すべく、地域経済対策、感染症予防対策等に要する財源に充てるため、「鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金条例」制定(令和2年5月1日)を受け基金を創設した。

(ウ) 鎌倉市内経済活性化プロジェクト！

「鎌倉市みんなで支え合う新型コロナウイルス感染症対策基金」に積み立てし、元の元気な鎌倉に戻れるよう地域経済対策や感染症予防対策などに活用する「ふるさと納税型クラウドファンディング」を立ち上げ、支援者からの寄付を受け付けた。

《期間》

・令和2年5月1日(金)から7月29日(水)(90日間)

《目標金額》

・1,000万円

《実績》

・支援人数：198人

・総寄付額：1,144万9千円

・達成率：114.4%

エ 市内消費の活性化

(ア) 鎌倉応援買い物・飲食電子商品券事業(縁むすびカード)

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が低迷している市内の中小企業が、「新しい生活様式」の中で経営を維持していけるよう、市民による市内での消費行動を活発化することを目的に、鎌倉市民全員に1人5,000円分の電子商品券を配り、地元の中小店舗での買い物・飲食の契機とし、その後の継続的な消費行動につなげることで地域経済の活性化を図った。



《対象》

- ・令和2年10月1日(木)時点で鎌倉市に住民登録がある者(177,220人)

《支給額》

- ・1人あたり5,000円(カードタイプの電子商品券)

《期間》

- ・令和2年12月15日(火)～令和3年3月15日(月)

《実績》

- ・決済額：8億2,922万円
- ・登録店舗数：1,543店舗
- ・市民利用率：95%
- ・店舗利用率：94%
- ・決済利用率：94%

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

(1) 鎌倉応援キャッシュレス「その場で割引」キャンペーン助成事業

キャッシュレス端末を活用した市内消費を促す割引キャンペーンにより、事業者の事業継続と市内経済の回復を後押しした。

※キャンペーン加盟店でのQRコード決済でその場で割引



キャンペーンポスター

《当初予定期間》

- ・令和4年10月1日(土)から12月31日(土)

《割引率》

- ・中小店：平日20%割引、土日祝日10%割引
- ・大型店：平日10%割引・土日祝日5%割引

※大型店に該当する店舗であっても、住民登録が鎌倉市にある個人事業主又は本店が市内にある法人が経営する店舗等は中小店と同じ割引率

《実績》

- ・実施期間：令和4年10月1日(土)から11月22日(火)
- ・登録店舗数：985店舗
- ・端末配布台数：1,117台
- ・決済額：12億9,763万1,097円
- ・割引原資：1億9,546万8,591円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

### (3) 鎌倉のみらい、子どもたちをまもる

#### ア 個人向け給付金

##### (ア) 新生児とおなかの中の赤ちゃんのための特別給付金

国の特別定額給付金の対象外であった新生児等に対する支援として、特別給付金を支給した。

###### 《対象》

- ・令和2年4月28日(火)から7月31日(金)までに生まれた子ども(同年4月27日(月)から申請書の到着日まで引続き、市の住民基本台帳に登録がある母親から生まれ、出生から申請書の到着日まで市の住民基本台帳に登録されている子どもに限る。)
- ・令和2年7月31日(金)までに、母子健康手帳の交付を受けている妊婦(同年4月27日(月)から申請書の到着日まで、市の住民基本台帳に登録がある人)のおなかの中の胎児
- ・その他市長が認めた者(死産等の場合)

###### 《給付額》

- ・対象者1人につき10万円

###### 《実績》

- ・給付件数：719件(新生児:209件、おなかの中の赤ちゃん：510件)
- ・総給付額：7,190万円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

##### (イ) 児童扶養手当受給世帯への臨時特別給付金

鎌倉市児童扶養手当受給世帯の子育ての負担の増加や収入の減少に対する支援として、臨時特別給付金を支給した。

###### 《対象》

- ・令和2年6月分の児童扶養手当を受給する者

###### 《給付額》

- ・対象者1人につき3万円

###### 《実績》

- ・給付件数：525件
- ・総給付額：1,575万円

#### イ 経済的支援

##### (ア) ひとり親家庭等児童の大学進学支度金申請期間延長

新型コロナウイルス感染症の影響で、ひとり親家庭等の児童のうち、期間内に本制度の申請をできなかった者がいることが想定されることから、追加で申請を受け付け支度金を支給した。

《期間》  
・令和2年6月15日(月)から6月30日(火)まで  
《支給額》  
・対象者1人につき6万円  
《実績》  
・交付件数：5件  
・総交付額：30万円

(イ) 遺児卒業祝金の申請期間延長

新型コロナウイルス感染症の影響で、遺児のうち、期間内に本制度の申請をできなかった者がいることが想定されることから、追加で申請を受け付け祝金を支給した。

《期間》  
・令和2年6月15日(月)から6月30日(火)まで  
《支給額》  
・対象者1人につき3万円  
《実績》  
・交付件数：2件  
・総交付額：6万円

(ウ) 感染拡大に伴う登園自粛要請による保育料の減額措置

緊急事態宣言等の登園自粛要請や休園措置により保育所を休み、自宅で保育を行った場合、日割計算のうえ保育料を還付した。

《期間》  
・令和2年3月～令和5年3月(令和5年4月以降は制度廃止)  
《対象》  
・0～2歳児クラスに在園しており、上記期間のうち、休んだ日数が1日以上  
の者(土曜日含む)で、保育料を指定期日までに納付していた者  
《還付額計算方法》  
・保育料月額－(保育料月額÷日曜・祝日を除く日数×利用日数)

ウ 休校中のサポート

(ア) 休校中の児童生徒に向けたオンライン生活・学習支援

在宅の子どもたちと担任等がコミュニケーションをとることで、学校再開に向けての子どもたちの不安を軽減させ、また、オンラインのホームルームや家庭学習を行うことで、子どもたちの規則正しい生活を支援した。

《端末等》

- ・家庭にある端末や通信環境を活用
- ・端末や通信環境がない家庭には端末を貸し出し

《実施日》

- ・令和2年5月25日(月)から

《オンラインホームルーム》

- ・オンライン会議システムを活用しクラスごと実施
- ・開催方法や日時等、運用方法は各校が工夫

《家庭学習用サービス》

- ・全ての子どもにID・パスワードを発行、子どもたちが端末を使用し家庭において自分で学習

(1) 学校への家庭連絡用携帯電話配備

学校から各家庭への連絡用として、それぞれの学校に4台の携帯電話を配備した。

エ お子さんとのすごし方

(ア) 妊娠や子育てに関する相談窓口

学習センター等への来所による「抱っこdeシャベル(乳幼児健康相談)」のほか、電話やメールにて随時、相談に応じた。

コロナ禍で来所が制限された令和2年3月から7月の間は、相談者へ電話するとともに、メールでの相談を案内した。

《メール相談実績》

- ・令和2年：123件

《電話相談実績》

- ・令和元年：1,598件
- ・令和2年：2,172件
- ・令和3年：1,997件
- ・令和4年：2,076件

(1) 妊娠や子育てに関するオンラインの取組み

人との接触を減らすとともに、重症化リスクが高いとされる妊娠後期の方のリスク軽減のため、妊娠や子育てに関する取組みをオンラインにより継続して実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応した。

**(1) 目的**

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナウイルス感染症のまん延の防止を図る。

**(2) 実施体制**

接種は国の指示のもと、都道府県の協力により市町村において実施する。

**(3) 費用負担**

全額公費で負担するため無料で接種できる。

**2 基本方針****(1) 円滑な接種体制の構築**

接種を希望する市民が安全かつ確実に受けることができるよう、ワクチン接種体制の構築と、円滑な接種を実施する。

**(2) 関係団体との連携・協力**

鎌倉市医師会や鎌倉市薬剤師会、その他関係機関との連携・協力のもと医療提供体制を構築する。会場の運営については各施設の管理者と連携しながら、安全に接種できる環境を整備する。

**(3) 正確な情報提供**

正確かつ分かりやすい情報を市民に提供する。また、接種を希望しない市民についても、接種を受けないことで不当な扱いを受けないように啓発活動を行う。

**3 ワクチン接種****(1) 接種要領**

ア 初回接種(1・2回目)

**(ア) 対象者**

優先度が高い接種区分の対象者から、従来型1価ワクチンを順次接種した。

医療従事者への接種は県が、職域接種については国及び企業等が体制を構築したため、市の実施対象から除外した。

当初は16歳以上の者を対象としていたが、令和3年5月31日(月)から対象年齢が引き下げられ12歳以上が対象となった。

### 接種区分・時期

接種区分	接種時期
高齢者(施設入所者)	令和3年4月24日(土)から順次実施
高齢者(施設入所者以外)	令和3年5月16日(日)から実施
基礎疾患を有する者 64歳以下の者	令和3年7月12日(月)から順次実施

#### (イ) 接種券

令和3年4月23日(金)以降、優先度が高い高齢者の接種券発送を開始した。60～64歳以下の者へ7月6日(火)発送開始、40～59歳以下の者へ7月8日(木)発送開始、16～39歳以下の者へ7月12日(月)～8月6日(金)にかけて発送、12～15歳の者へは8月31日(火)に発送を開始した。

#### (ウ) 接種会場

### 集団接種会場

令和3年 5/16～8/7 (広報かまくら臨時号掲載)	8/8～9/18 (広報かまくら8/1号掲載)
鎌倉武道館(多目的室)	鎌倉武道館(多目的室)
三菱電機大船体育館	三菱電機大船体育館
鶴岡八幡宮研修道場	鎌倉市本庁舎
福祉センター	生涯学習センター
腰越なごやかセンター	腰越なごやかセンター
御成小学校	たまなわ交流センター
腰越小学校	湘南記念病院
湘南記念病院	
9/19～10/31 (広報かまくら9/1号掲載)	11/1～令和4年2/5 (広報かまくら11/1号掲載)
鎌倉武道館(多目的室)	鎌倉市本庁舎
三菱電機大船体育館	福祉センター
鎌倉市本庁舎	湘南記念病院
生涯学習センター	
たまなわ交流センター	
湘南記念病院	



三菱電機大船体育館(集団接種会場)



御成小学校(集団接種会場)



鶴岡八幡宮研修道場(集団接種会場)

## イ 第1期追加接種

2回目接種完了から8か月(その後段階的に短縮され6か月)が経過した者に対し、従来型1価ワクチンを接種した。

### (ア) 対象者

18歳以上の者を対象に開始されたが、令和4年3月25日(金)から対象年齢が引き下げられ12歳以上が対象となった。

### (イ) 接種券

令和3年11月19日(金)以降、初回接種が完了した月の早い者から順に接種券の発送を行った。途中、前回接種からの間隔が短縮されたことにより接種券発送を前倒しで行う必要があり、概ね1か月置きに行っていた接種券発送を毎週発送に切り替えた。

65歳以上の市民に対しては予約手続きの負担を軽減するために、住所地から出来る限り近くの集団接種会場の接種日時を指定した接種券の発送を行った。

(ウ) 接種会場

集団接種会場

令和4年 2/6～2/28	3/1～3/31	4/1～4/9
鎌倉武道館 (柔道場・多目的室)	鎌倉武道館 (柔道場・多目的室)	鎌倉武道館 (柔道場・多目的室)
三菱電機大船体育館	三菱電機大船体育館	三菱電機大船体育館
市役所本庁舎	市役所本庁舎	市役所本庁舎
福祉センター	福祉センター	福祉センター
腰越行政センター	腰越行政センター	湘南記念病院
湘南記念病院	湘南記念病院	
	三菱電機大船体育館 (モデルナ会場)	
4/10～4/30	5/1～6/30	
鎌倉武道館 (柔道場)	鎌倉武道館 (多目的室)	
三菱電機大船体育館	福祉センター	
市役所本庁舎		
湘南記念病院		



鎌倉武道館(集団接種会場)



市役所本庁舎(集団接種会場)

ウ 第2期追加接種(4回目)

3回目接種が完了した60歳以上の者、又は重症化リスクが高い者(基礎疾患を有する者等)で、3回目接種から5か月が経過した者に対し、従来型1価ワクチンを接種した。

(ア) 対象者

3回目接種終了後5か月が経過した60歳以上の者、18歳以上59歳以下で基礎疾患等を有する者、又は、医師が重症化リスクが高いと判断した者。令和4年7月22日(金)からは18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が対象に追加された。

(イ) 接種券

令和4年5月27日(金)以降、3回目の接種月の早い者から順に接種券の発送を行った。

65歳以上の市民に対しては予約手続きの負担を軽減するために、住所地から出来る限り近くの集団接種会場の接種日時を指定した接種券の発送を行った。

(ウ) 接種会場

集団接種会場		
令和4年7/9～7/31	8/1～8/31	9/1～9/30
鎌倉武道館(柔道場)	鎌倉武道館(柔道場)	鎌倉武道館(柔道場)
鎌倉武道館(多目的室) (モデルナ会場)	鎌倉武道館(多目的室) (モデルナ会場)	鎌倉武道館(多目的室) (モデルナ会場)
市役所本庁舎 福祉センター	市役所本庁舎 福祉センター	市役所本庁舎 福祉センター
腰越行政センター	腰越行政センター	
鎌倉芸術館※7/20～8/4	鎌倉芸術館	

エ 令和4年秋開始接種

初回接種が完了した12歳以上で最終接種から5か月が経過した者に対し、オミクロン株対応2価ワクチン(BA.1又はBA.4-5)を接種した。接種間隔は令和4年10月21日(金)から3か月に短縮された。

(ア) 対象者

初回接種を完了した12歳以上の全ての者

(イ) 接種券

令和4年9月30日(金)から、まずは12歳以上60歳未満の3回目接種から5か月間が経過した者から発送を行った。その後、前回接種からの間隔が3か月に短縮されたため、発送時期を前倒しし、令和4年12月末までに発送を完了した。

(ウ) 接種会場(集団接種会場及び医療機関)

(集団接種会場)

令和4年10/1～10/30	11/1～1/31	2/1～3/13
鎌倉市本庁舎	鎌倉市本庁舎	福祉センター
福祉センター	福祉センター	
腰越行政センター	腰越行政センター	
鎌倉芸術館	鎌倉芸術館	
	鎌倉武道館(多目的室)	

(医療機関)

令和4年9月26日(月)から市内12医療機関から個別接種を開始し、順次拡大していった。

オ 令和5年春開始接種

最終接種から3か月が経過した65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、重症化リスクが高いと医師が認める者、医療従事者等に対し、オミクロン株対応2価ワクチンを接種した。

(ア) 対象者

65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する者、重症化リスクが高いと医師が認める者、医療従事者等

(イ) 接種券

令和5年4月19日(水)から、対象者のうち前回接種日が早い者から順次発送を行った。令和5年7月末までに発送を完了した。

(ウ) 接種会場(集団接種会場及び医療機関)

(集団接種会場)

令和5年6/7～6/22
福祉センター 全6日間

(医療機関)

令和5年5月8日(月)の接種開始時点で市内58の医療機関で接種を実施。うち市の予約システムを利用している医療機関が29箇所。直接予約をする医療機関が29箇所

カ 小児接種

5歳～11歳の小児に対し接種した。詳細は後述

## キ 乳幼児接種

6か月～4歳の乳幼児に対し接種した。詳細は後述

### (2) 接種体制(集団接種会場)

集団接種会場では、医療チームと運営チームに区分し接種業務を実施した。

接種体制		
区分	編制	業務分担
医療チーム	医師、看護師、薬剤師	予診、接種、経過観察、健康相談、ワクチンの希釈・充填等の医療に関する行為
運営チーム	市職員(常勤・会計年度任用職員)、派遣委託先スタッフ	設営、誘導、受付等の会場運営業務

### (3) 接種手順(集団接種)

#### ア 受付(運営チーム)

本人確認書類を用いて、接種券に記載されている本人情報との照合確認し、予約システムを用いて当日の予約者であることを確認する。

#### イ 予診票確認(運営チーム)

予診票に記入漏れがないことを確認し、受付票を発行する。

#### ウ 予診(医療チーム：医師)

予診票を基に予診を行う。

#### エ 接種(医療チーム：看護師)

接種を行う。

#### オ 接種済証発行(運営チーム)

接種済証の発行、予診票の回収を行う。

#### カ 経過観察(医療チーム：看護師)

被接種者の状態を15分以上確認する。

### (4) 高齢者施設等での接種

#### ア 接種方式

##### (ア) 高齢者施設等への入所者、長期入院患者への接種

医師会が施設を訪問しての接種、施設嘱託医又は医療機関医師等により接種した。

(1) 在宅療養者への接種

集団接種会場へ来場することが難しい在宅療養者に対して、担当医師が訪問診療実施時に接種した。

イ 接種時期

(ア) 高齢者施設の入所者等

コロナワクチン接種の初回接種実施時には感染リスクが高いと想定される特別養護老人ホームから接種を開始した。

その後、特別養護老人ホーム以外の高齢者施設等について順次接種を実施した。

また、追加接種(3回目)以降も市医師会と調整の上、各施設の入所者向けに接種を実施した。

(イ) 在宅療養者及び集団接種会場での接種が困難な者

市医師会等と調整のうえ、順次接種した。

(5) 小児接種(5～11歳)

ア 小児へのワクチン接種

ファイザー社製小児用ワクチンが令和4年1月21日(金)に特例承認され、2月21日(月)から接種が開始されることになった。

イ 接種方式

(ア) 集団接種会場での接種

小児接種で用いるワクチンは、12歳以上の接種で使用するワクチンと異なる製剤のため、曜日や会場を分け、ワクチンの取り違い等が発生しないようにした。

接種対象者が小児であることを踏まえ、本人及び保護者が安心して接種できる会場づくりに注力した。

接種は、令和4年3月23日(水)から福祉センターで開始し、4月1日(金)からは福祉センターのほか、鎌倉武道館を加えて実施し、5月1日(日)をもって終了し、医療機関での接種へ移行した。

(イ) 医療機関での接種

令和4年5月9日(月)から接種に協力する市内13カ所の医療機関で個別接種を開始した。

(ウ) 在宅療養者への接種

担当医師の訪問診療実施時に接種した。

(6) 乳幼児接種(生後6か月～4歳)

ア 乳幼児へのワクチン接種

乳幼児を対象としたワクチンは、令和4年10月5日(水)に特例承認され、10月24日(月)から接種が開始された。

イ 接種方式

初回接種は、合計3回接種で1セットとし、1回目接種後、通常3週間あけて2回目を接種し、8週間あけて3回目を接種する。

接種は、令和4年11月15日(火)から接種に協力する市内8カ所の医療機関で実施した。

## (7) 接種実績

ワクチン接種の実績は、次のとおり。

### ア 年代別接種率(令和5年9月1日(金)時点)

(人口等の単位：人)

	R5.3月 末時点 人口	2回目 ※	人口に 対する 接種率	3回目	人口に 対する 接種率	4回目	人口に 対する 接種率
10歳代 (12歳~)	12,300	10,309	83.80%	6,202	50.40%	2,162	17.60%
20歳代	14,206	11,998	84.50%	8,844	62.30%	3,191	22.50%
30歳代	15,777	13,571	86.00%	10,315	65.40%	4,438	28.10%
40歳代	25,161	22,923	91.10%	17,991	71.50%	9,020	35.80%
50歳代	29,722	24,983	84.10%	22,819	76.80%	15,637	52.60%
60歳代	20,101	18,082	90.00%	17,231	85.70%	15,439	76.80%
70歳代	23,003	22,499	97.80%	21,496	93.40%	19,970	86.80%
80歳代	16,466	14,513	88.10%	14,678	89.10%	14,141	85.90%
90歳以上	4,813	3,898	81.00%	3,885	80.70%	3,817	79.30%
合計	161,549	142,776	88.50%	123,461	76.50%	87,815	54.40%

	R5.3月 末時点 人口	5回目	人口に 対する 接種率	6回目	人口に 対する 接種率
10歳代 (12歳~)	12,300	17	0.10%	7	0.10%
20歳代	14,206	351	2.50%	110	0.80%
30歳代	15,777	574	3.60%	193	1.20%
40歳代	25,161	1,287	5.10%	560	2.20%
50歳代	29,722	2,659	8.90%	1,270	4.30%
60歳代	20,101	11,012	54.80%	4,157	20.70%
70歳代	23,003	16,827	73.20%	11,447	49.80%
80歳代	16,466	12,937	78.60%	9,018	54.80%
90歳以上	4,813	3,352	69.60%	2,293	47.60%
合計	161,549	49,016	30.40%	29,055	18.00%

※初回接種は1回目接種、2回目接種でセットのため、2回目接種の実績のみ記載

イ 小児接種年齢別接種率(令和5年9月1日(金)時点)

(人口等の単位：人)

	R5.3月 末時点 人口	1回目		2回目		3回目	
		接種 人数	人口に対す る接種率	接種 人数	人口に対す る接種率	接種 人数	人口に対す る接種率
5歳	1,185	143	12.07%	130	10.97%	37	3.12%
6歳	1,355	141	10.41%	132	9.74%	60	4.43%
7歳	1,363	167	12.25%	157	11.52%	71	5.21%
8歳	1,373	208	15.15%	196	14.28%	80	5.83%
9歳	1,392	253	18.18%	244	17.53%	116	8.33%
10歳	1,525	269	17.64%	245	16.07%	121	7.93%
11歳	1,433	374	26.10%	345	24.08%	149	10.40%
12歳※		0	-	37	-	0	-
合計	9,626	1,555	16.15%	1,486	15.44%	634	6.59%

	R5.3月 末時点 人口	4回目		5回目	
		接種 人数	人口に対す る接種率	接種 人数	人口に対す る接種率
5歳	1,185	8	0.68%	0	0.00%
6歳	1,355	13	0.96%	0	0.00%
7歳	1,363	29	2.13%	0	0.00%
8歳	1,373	20	1.46%	1	0.07%
9歳	1,392	27	1.94%	0	0.00%
10歳	1,525	37	2.43%	0	0.00%
11歳	1,433	35	2.44%	0	0.00%
12歳※		0	-	0	-
合計	9,626	169	1.76%	1	0.01%

※初回接種(小児(5歳~11歳は2回)は同一ワクチンで打つため、12歳到達後に小児用ワクチンを接種している者がいる。

ウ 乳幼児接種年齢別接種率(令和5年9月1日(金)時点)

(人口等の単位：人)

	R5.3月 末時点 人口	1回目		2回目		3回目	
		接種 人数	人口に対す る接種率	接種 人数	人口に対す る接種率	接種 人数	人口に対す る接種率
6か月以上 *	421	26	6.18%	22	5.23%	7	1.66%
1歳	1,008	31	3.08%	32	3.17%	35	3.47%
2歳	972	40	4.12%	37	3.81%	23	2.37%
3歳	1,088	24	2.21%	25	2.30%	26	2.39%
4歳	1,182	36	3.05%	35	2.96%	25	2.12%
5歳※			-	2	-	5	-
合計	4,671	157	3.36%	153	3.28%	121	2.59%

\*生後6か月～1歳未満の人数は0歳人口の半数で計算

※初回接種(乳幼児小(生後6か月～4歳)は3回)は同一ワクチンで打つため、5歳到達後に乳幼児用ワクチンを接種している者がいる。

(8) 会場運営に当たっての留意点

ア 会場確保等

(ア) 会場確保について

集団接種会場開設のためには小学校の体育館程度の広さが必要であることから、市内で開設可能な場所は限られていた。そのため、公共施設だけでなく、民間の保有施設や商業施設など幅広く会場探しに当たった。

さらに、会場がバリアフリーであることや、交通アクセスの良さ、駐車場の有無、医療行為を行うにふさわしい場所であるかどうか等を考慮する必要があった。

公共施設や民間施設の協力により、接種会場を確保できた一方で、大勢が集まることによる感染拡大を懸念する声も多数あり、会場探しは容易ではなかった。

(イ) 会場の空調について

当初から接種を実施していた会場でも、空調の問題により使用する部屋を変更せざるを得なくなった例や、一時的に空調機器を追加した会場がある。また、接種開始当初は夏場の暑さ対策を行っていたが、追加接種を実施することになり、冬場の寒さ対策も必要となった。

(ウ) 会場の開設期間について

本市においては開設期間が比較的短い会場が多かったが、他市においては、大規模なホールや体育館、ホテルなどを使用して、通年で接種会場を設置し

た例もあった。頻繁な会場変更は、運営側の会場設営の負担が増えるだけでなく、市民に混乱をもたらすため、まとまった期間で開設できる会場を確保することが望ましい。

## イ 円滑な会場運営のための工夫

### (ア) 予約制による工夫と課題について

#### 【工夫】

- ・集団接種会場は完全予約制とし、30分単位での予約枠を設けて来場者の分散を図った。さらに、高齢者向けには予約手続きの負担軽減のために日時と会場を指定した接種券を送付した。
- ・接種開始時刻の混乱及び終了時刻の駆け込みを避けるため、開始直後と終了間際の時間帯の予約枠を少なくし、中間の時間帯に接種人数のピークをもって来る等の工夫をした。
- ・公平性を保つため、予約時刻よりも早く来場した場合であっても予約時刻までは待機してもらうこととした。

#### 【課題】

- ・予約時刻よりも早く来場する者が多く、会場での混乱が発生した。特に、接種が開始される午前9時以降と、午後の開始時刻である14時以降は来場者が集中したため、難しい会場運営となった。また、終了時刻間際の来場者にはできる限り対応したものの、医療従事者の勤務時間が予定よりも長くなってしまふなどの問題も生じた。
- ・会場によっては、夏場において長時間、屋外で待つための場所が確保できない場合もあった。

### (イ) 来場者のタクシー利用について

観光シーズン等で社会的にタクシー利用が増加した時期においては、来場者のタクシーを確保することが困難になり、タクシー待機所の設置や案内及び整理券配布のための人員を配置した。

### (ウ) 職員応援体制について

当初は全庁的な職員応援体制を敷き、課長補佐級以上の職員を会場責任者に充て、会場内の要所に市職員を配置した。

令和4年2月以降は、職員応援体制を一部縮小し、課長補佐級以上を含む3人体制とした。(次ページの表「縮小した職員応援体制 ①」)

令和4年4月以降、職員応援体制は課長補佐級以上職員1名のみにも縮小し

た。(下記の表「縮小した職員応援体制 ②」)

令和4年秋開始接種以降、職員応援は完全に解除し、ワクチン担当職員は会場に常駐するものの、運営全体を委託業者に担わせる体制に移行した。

職員応援体制及び会場従事職員数の変遷（代表的な会場の例）

(単位：人)

時期・体制	R3.5～	R4.2～	R4.4～	R4.10～
	全庁的な職員応援体制	縮小した職員応援体制 ①	縮小した職員応援体制 ②	職員応援体制解除 (全面委託切替)
ワクチン担当	2	2	2	2
応援職員	6	3	1	0
派遣社員等	25	25	25	25
合計	33	30	28	27

## 4 来場手段の確保

ワクチン接種会場への来場手段の脆弱性による接種断念がないよう、次の対策を講じた。

### (1) 駐車場の整備

鎌倉武道館、御成小学校、湘南記念病院及び市役所本庁舎での接種を希望する者が使用するための駐車場を整備した。

鎌倉武道館は、山崎浄化センター敷地内に駐車場を設置するため、国への目的外利用を申請した。

御成小学校及び市役所本庁舎は、市役所敷地内に駐車場を設置するため、議会議事事務局及び公的不動産活用課と調整した。

### (2) タクシー利用料金助成

65歳以上の接種対象者及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所有している接種対象者に対し、接種会場との往來に利用するタクシー利用料金を助成(※)した。

※令和4年2月開始の第1期追加接種(3回目)から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

## 5 副反応等への対応

### (1) 副反応への対応

接種後、アナフィラキシー等の症状が生じることがあるため、通常 15 分、過去に重いアレルギー反応があった人については 30 分の経過観察時間を設けた。帰宅後の体調変化があった際は、神奈川県が設置したコールセンターへ連絡が出来るよう電話番号を周知した。

アナフィラキシー症状等の副反応が発生した場合に備え、集団接種会場に救急医療セット、気道確保に必要な器具一式、薬品・機材等を用意するとともに、接種会場ごとに当番病院を設定し緊急時の救急搬送体制を整えた。

国は、ワクチンの接種後に生じうる副反応を疑う事例について、医療機関に報告を求め、収集している。収集した報告について、厚生労働省の審議会(厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会)に報告し、専門家による評価を行う。こうした結果をもとに、ワクチンの接種体制を検討するとともに、結果を公表するなどして、安全性に関する情報提供などを行っている。

令和5年6月時点で鎌倉市に情報提供のあった市民の副反応疑いの報告件数は次のとおり。

#### 鎌倉市民の新型コロナウイルスワクチン副反応疑いの報告件数

(単位：人)

	副反応疑い報告数			64 歳以下	65 歳以上
		うち重篤			
			うち死亡		
男性	7	1	1	7	0
女性	27	3	2	24	3
不明	0	0	0	0	0
合計	34	4	3	31	3

### (2) 予防接種健康被害救済制度

予防接種健康被害救済制度とは、予防接種を受けた者に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、法に基づく救済(医療費等の給付)が受けられる制度。個々の事例は、厚生労働省の疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会で審査されるが、審査にあたっては、「厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象」との考え方にに基づき審査が行われている。

申請があった際は鎌倉市予防接種健康被害調査委員会を開催し、国への進達を行う。

## 1 救急業務における感染防止対策

### (1) 全般

救急隊員は、新型コロナウイルス感染症の流行前から、国から示された標準感染予防策、救急隊の感染防止対策マニュアル(Ver. 1.0)に基づき、全ての救急現場活動において、感染防止衣・マスク・手袋の着用により、感染防止対策に万全を期してきた。

その後、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、救急隊の感染防止対策マニュアルは Ver. 1.0から Ver. 2.0、Ver. 2.1へと改訂され、新たなマニュアルに沿った感染防止対策を図った。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により感染防止衣やマスク・手袋等の防護具の安定的な調達が困難となったことから、防護具の効率的使用に努めるとともに、新たな装備品を導入して救急体制の維持・強化を図った。

### (2) 救急隊員のワクチン接種

救急搬送に携わる救急隊員は、新型コロナウイルス感染症感染者(疑いを含む)に直接医療を提供する施設の医療従事者等として、医師や看護師と同様に新型コロナワクチン接種順位第1位となる接種者に位置づけられ、優先してワクチン接種を受けた。

### (3) 救急隊員の防護

救急活動時に救急隊員を感染から防護することが、救急体制を維持するための極めて重要な対策であった。

このため、救急隊員が救急活動時に新型コロナウイルス感染症に二次感染しないよう、標準感染予防策、救急隊の感染防止対策マニュアルに基づき、発熱症状や呼吸器症状を呈する者の救急搬送の場合には、防護体制を強化し「感染防護衣」、「N95 マスク」、「ゴーグル」、「シューズカバー」等を着用して出動した。



標準感染防止



コロナ禍の感染防止

「感染防護衣」は、当初使い捨てのものを使用していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により納品までに期間を要し不足するおそれがあったことから、「リユーズブル感染衣上下(※)」を購入し隊員の防護を図るとともに、使用後の消毒を徹底した上で再使用し、新型コロナウイルス感染拡大の状況下における安定的な救急体制の維持に努めた。

また、「リユーズブル感染衣上下」を洗うことなく滅菌するため、「滅菌線ロッカー(※)」を導入し、市内各消防署所8カ所に設置したことで、短時間で安全に再使用することが可能となり、救急体制の維持・強化につながった。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用

#### (4) 救急自動車の防護等

救急隊員の防護と同様に、救急自動車の防護・消毒についても標準感染予防策及び救急隊の感染防止対策マニュアルに基づき対応した。

発熱症状等を呈する者の救急搬送時には、車内の換気に万全を期し間仕切りを設置した。

さらに、令和3年12月には、「自動心肺蘇生器 CLOVER3000(※)」を救急隊全8隊の救急自動車内に装備した。

これにより、発熱症状等を呈する者を救急搬送している間も胸骨圧迫を止めることなく、絶え間ない処置を施すことができるとともに、自動で人工呼吸を行うことも可能であることから、新型コロナウイルスの工



救急自動車内の防護

アロゾルから救急隊員の感染リスクを軽減することが可能となった。

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用



## 2 救急搬送

令和2年2月、救急隊は「発熱」や「呼吸器症状」など新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の救急搬送を開始した。

令和2年以降の急病者の搬送人員数は次のとおり。

### 急病者の搬送人員数

(単位：人)

区分 年度	新生児 (生後28日 以内)	乳幼児 (29日以上 ～7歳未 満)	少年 (7歳以上 ～18歳未 満)	成人 (18歳以上 ～65歳未 満)	高齢者 (65歳以上)	合計
令和2年	2	150	109	1,436	3,957	5,654
令和3年	0	172	103	1,412	4,019	5,706
令和4年	7	312	206	1,845	4,998	7,368
令和元年 (参考)	4	239	168	1,715	4,542	6,668

鎌倉市消防年報から抜粋

令和元年に比し、令和2年・3年は急病者の搬送人員数が減少した一方、令和4年は7千人台に達し、コロナ禍前の水準を大きく上回った。

これは、緊急事態宣言等の発出に伴う外出制限による観光客の減少等が、令和2年・3年の搬送人員数の減少につながり、令和4年は、感染拡大防止対策と社会経済活動の両立を図るため、外出制限が緩和されたことによる新型コロナウイルス感染者の増加が、そのまま搬送人員数の増加につながったものと考えられる。

なお、全国各地で問題となった新型コロナウイルス感染症拡大時の救急搬送困難

事案(救急隊による「医療機関への受入れ照会回数4回以上」かつ「現場滞在時間 30分以上」の事案)発生については、本市の救急搬送時には発生することはなかった。

これは、湘南鎌倉総合病院の存在が大きいほか、他の医療機関とも緊密な情報共有・連携が図られていた結果と考えられる。

### 3 クラスター防止

新型コロナウイルス感染症の拡大が始まった令和2年から、クラスター防止のため、救命講習等の開催を大きく縮小した。

救命講習等実施状況

(単位：人)

区分 年度	普通救命講習 I・II・III		上級救命講習		救命入門コース	
	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数	実施回数	受講者数
令和2年	4	41	1	18	5	59
令和3年	8	96	0	0	8	96
令和4年	38	362	0	0	0	0
令和元年 (参考)	108	2,942	8	147	29	662

鎌倉市消防年報から抜粋

## 1 県への協力

### (1) 外出自粛要請の呼びかけ

県の協力要請に基づき、緊急事態宣言発出下における生活に必要な場合を除く外出自粛、特に20時以降の外出自粛の呼びかけ及びチラシを配布し、外出要請への協力を促した。

《実施地区》

- ・大船駅周辺：令和3年1月26日(火)、2月2日(火)
- ・鎌倉駅周辺：令和3年1月29日(金)、2月4日(木)

《実施内容》

- ・通行人への外出自粛の呼びかけ及びチラシ配布

《実施結果》

- ・各日、チラシ入りポケットティッシュ200個を配布

### (2) 飲食店等時短要請対応状況調査

県の協力要請に基づき、緊急事態宣言発出下における市内飲食店等の時短要請への対応状況を調査した。

#### ア 1回目調査

《調査地区》

- ・腰越地区：令和3年2月2日(火)
- ・深沢地区：令和3年2月3日(水)

《調査内容》

- ・時短要請に応じていない店舗名、店舗数

《調査店舗数》

- ・腰越地区：6店
- ・深沢地区：21店

《調査結果・報告》

- ・両地区に時短要請に応じていない店舗がないことを県に報告

## イ 2回目調査

### 《調査地区》

- ・鎌倉地区：令和3年4月2日(金)

### 《調査内容》

- ・時短要請に応じていない店舗名、店舗数

### 《調査店舗数》

- ・約40店

### 《調査結果・報告》

- ・時短要請に応じていない3店の店舗名を県に報告

### (3) 時短要請に応じていない飲食店等の報告

市民等から通報を受けた市内飲食店等の状況を市独自に確認し、時短要請に応じていない状況が確認できた飲食店等について、県に報告した。

県には10度報告し、報告店舗数は合計36店であった。(同一店舗の重複カウント含む。)

## 2 県への要望

### (1) 海岸エリアの封鎖等

大型連休を控え、11市町(鎌倉市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、真鶴町、湯河原町)首長連名で、感染拡大防止のため、海岸エリアの封鎖や利用制限、周辺の道路の通行止めなどを求める要望書を提出した。



11市町首長連名による県への要望書提出

### 《要望書提出日》

- ・令和2年4月22日(水)

### 《要望内容》

- ・来訪者が訪れる海岸エリアの封鎖又は利用制限
- ・海岸周辺の主要国県道の通行止め又は制限
- ・県警察に違法駐車を取り締まりの徹底を求めること

## (2) 海岸周辺の県管理駐車場の閉鎖等の利用制限

### ア 令和3年大型連休対応(まん延防止等重点措置期間)

3市町(鎌倉市、逗子市、葉山町)首長連名で、感染拡大防止のため、海岸周辺の県管理駐車場の閉鎖等の利用制限などを求める要望書を提出した。

#### 《要望書提出日》

- ・令和3年4月27日(火)

#### 《要望内容》

- ・海岸周辺の県管理駐車場(※)の閉鎖等の利用制限  
※由比ガ浜地下駐車場及び県立葉山公園駐車場、並びに神奈川県道路公社が運営している稲村ガ崎、大仏前、材木座、逗子海岸及び長者ヶ崎駐車場
- ・県管理海岸への看板設置  
(マスク着用、距離を空ける、密集を避ける、バーベキューや長時間滞在を避けるなどの海岸利用の注意喚起)

### イ 令和3年夏休み期間対応1(緊急事態宣言期間)

3市町(鎌倉市、逗子市、葉山町)首長連名で、感染拡大防止のため、海岸周辺の県管理駐車場の閉鎖等の利用制限を求める要望書を提出した。

#### 《要望書提出日》

- ・令和3年8月4日(水)

#### 《要望内容》

- ・海岸周辺の県管理駐車場の閉鎖等の利用制限

### ウ 令和3年夏休み期間対応2(緊急事態宣言期間延長)

緊急事態宣言延長を受け、3市町(鎌倉市、逗子市、葉山町)首長連名で、感染拡大防止のため、海岸周辺の県管理駐車場の閉鎖等の利用制限延長を求める要望書を提出した。

#### 《要望書提出日》

- ・令和3年8月26日(木)

#### 《要望内容》

- ・海岸周辺の県管理駐車場の閉鎖等の利用制限延長

## みなさまからのご寄付について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、マスクなど様々な物資が不足する中、新型コロナウイルス感染症対策のために、市民・事業者、団体のみなさまをはじめ、国を超えて大変貴重な物資等のご寄付を受けた。

みなさまからご寄付を受けた物資等は、市内公共施設やこども施設、高齢者施設等で有効に活用した。

### ご寄付を受けたみなさま（敬称略）

お名前	品目
あ行	
株式会社アイネット	マスク
株式会社アクアバンク	マスク
阿部設備工業	マスク、ゴム手袋
アルバケム株式会社・ダンシャジャパン株式会社	フェイスシールド
株式会社ENEOSウイング	マスク
か行	
神奈川トヨタ自動車株式会社	マスク
鎌倉市資源回収協同組合	マスク
鎌倉はんこ	手洗い練習用スタンプ
NPO法人鎌倉リサイクル推進会議	マスク
カマタ歯科診療所	マスク
カルテック株式会社	除菌・脱臭機
クラブオージーズドネイション フォー ニュー コロナウイルス	寄付金
株式会社 KURUMU・株式会社粘土科学研究所	ハンドクリーム
語楽塾リトルヨーロッパ	マスク
株式会社寿ソリューション	除菌電解水給水機(無償貸与)
さ行	
さんぼ整骨*鍼灸*マッサージ院	マスク
湘南おおふなクリニック	マスク
湘南ルベントスポーツクラブ	マスク

株式会社スワニー	マスク
株式会社染めQテクノロジー	除菌用製品
た行	
台湾外交部 (台北駐日経済文化代表処横浜分処)	 マスク
台湾屏東県	医療用手袋、医療用ガウン、ゴーグル
財団法人台南市台日文化友好交流基金会 (鎌倉市議会日台友好親善議員連盟)	マスクカバー、ゴーグル
建物改修業協会	マスク
有限会社津久井旅館	マスク
つばきクラフツ	マスク
株式会社天佑	マスク
中国敦煌市	マスク
株式会社デイリーテクノ	微酸性電解製造装置
ディーライズ合同会社	自動おしぼり機貸与など(市役所ロビーに設置)
東亜ディーケーケー株式会社	次亜塩素酸ナトリウム活性水
な行	
中西自動車株式会社	マスク
は行	
株式会社バイオクロマト	フェイスシールド
ま行	
株式会社マリエフルリール	マスク
満福寺	マスク、ゴーグル、ゴム手袋
三菱電機株式会社情報技術総合研究所	フェイスシールド
三菱電機株式会社鎌倉製作所	マスク、ゴーグル
明治安田生命保険相互会社 神奈川本部	マスク
メーカーズシャツ鎌倉株式会社	フェイスシールド
ら行	
リサイクル推進会議	マスク
※その他、有志の市民の方たちからマスク等のご寄付を受付け	





**鎌倉市**

---

**新型コロナウイルス感染症への取組の記録**

発行 令和6年3月  
発行者 神奈川県鎌倉市